

## 改正ベトナム民事訴訟法の概要

JICA ベトナム長期派遣専門家

多々良 周作

### 第1 はじめに

2011年3月、成立から7年を経て民事訴訟法（2004年成立）が改正された。施行は2012年1月1日である。本報告は、改正・補充された条項についての概要を紹介するものである。今回の改正では、基本原則、管轄、証明及び証拠、第一審手続、控訴審手続、監督審手続、民事非訟事件に関する62の条項が修正・補充され、8の条項が削除された。これらの詳細については、改正民事訴訟法の仮訳<sup>1</sup>及び第3以下の記載部分を参照されたい。

民事訴訟法の改正作業に尽力されたベトナム側関係者の方々、JICA 法・司法制度改革支援プロジェクトにおいて裁判実務改善委員会の委員としてご支援いただいた先生方、元現地専門家の方々、法務総合研究所国際協力部の関係者の方々に改めて感謝申し上げる次第である。

### 第2 ベトナムの裁判所制度の概要

民事訴訟法の改正項目を理解する前提として、ベトナムの裁判所制度について簡単に説明する（以下、各法令の引用については、特に断らない限りベトナム法を指すものとし、人民裁判所組織法を「裁」、各訴訟法については「民訴」、「行訴」、「刑訴」などと略称する。）。

#### 1 裁判所の種類

ベトナムには、最高人民裁判所（以下「SPC」という。）、省・中央直轄市の裁判所（以下「省級裁判所」という。）、県・社・省直轄市の裁判所（以下「県級裁判所」）、被告人が現役の軍人である場合など定められた刑事事件のみを扱う軍事裁判所が存在する（裁2条）。SPCの中には審理機関として、SPC 裁判官評議会、刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷、控訴審法廷<sup>2</sup>があり（同18条2項）、省級裁判所には、裁判官委員会、刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷がある（同27条1項）。これに対して、県級裁判所については上記のような組織分化はされていない（同32条参照）。

<sup>1</sup> 改正民事訴訟法の仮訳は、西村修・前現地専門家（現東京地裁判事）による最終草案の日本語訳を基に、当職において越語原文からの逐語訳を行った。

<sup>2</sup> ハノイ市、ダナン市、ホーチミンシティ市の3か所に置かれている。

#### 2 審級制度

##### (1) 二審制

ベトナムでは、二審制が採用されており（裁11条1項）、控訴審の判決・決定は言渡しの日<sup>3</sup>に法的効力を生じる（同11条2項、民訴279条6項、280条6項、行訴206条6項、207条5項、刑訴248条3項）。法的効力を生じるとこれに基づいて執行ができ（裁12条、民訴375条、行訴241条、刑訴255条）、また、民事訴訟・行政訴訟では、法的効力が生じた判決・決定の中で確定された事実関係については証明が不要になる（民訴80条1項b号、行訴73条1項b号）。

##### (2) 審級管轄

第一審をどの裁判所で行うかは、各訴訟法の定めに従うことになる（民訴25条ないし38条、行訴29条ないし32条、刑訴170条ないし175条）<sup>3</sup>。そして、第一審が県級裁判所であれば、その控訴審は、事件の種類に応じて省級裁判所の各専門法廷が担当し、第一審が省級裁判所であれば、その控訴審は、SPCの控訴審法廷が担当することになる（裁20条2項、28条2項参照）。

##### (3) 監督審・再審

法的効力が生じた判決・決定に、法律違反や新しい事情が発見された場合、これを是正する手続として監督審・再審という制度が存在する（裁11条2項、民訴282条・304条、行訴209条・232条、刑訴272条・290条）。監督審・再審の手続を行う裁判所は、①県級裁判所の判決・決定については省級裁判所の裁判官委員会、②省級裁判所の判決・決定についてはSPCの各専門法廷、③SPC控訴審法廷及び各専門法廷の判決・決定については、SPC裁判官評議会が、それぞれ担当する（民訴291条・310条、行訴219条・238条、刑訴279条・296条）。

#### 3 審理主体

裁判所の審理は集団で行うことになっており（憲法131条、裁6条）、原則として、第一審では、裁判官1

<sup>3</sup> 各専門法廷への事件の割り振りについては、決議1号5/1/2005.NQ-HDTPに規定が置かれている。

人、人民参審員2人から構成される合議体により審理が行われ（民訴52条、刑訴185条、行訴128条）、控訴審では、裁判官3人による合議体による審理が行われる（民訴53条、刑訴244条、行訴192条）。監督審・再審においては、SPCの各専門法廷が担当する場合には3人の裁判官による合議体になるが、その他の場合は、合議体である省級裁判所の裁判官委員会ないしSPC裁判官評議会が審理を行う（民訴54条、行訴218条・238条、刑訴281条・297条）。民事非訟事件については単独審理を認めるなど例外的な規定が置かれている（民訴55条）。

### 第3 改正条項の概要

- 1 管轄
- 2 個別決定の破棄権限
- 3 検察官の手續関与
- 4 当事者の権利
- 5 当事者の適法な権利利益の保護人
- 6 証拠収集
- 7 提訴時効・要求時効
- 8 提訴状の返却
- 9 和解手續
- 10 一時停止決定、停止決定
- 11 公判期日の欠席
- 12 控訴審
- 13 監督審
- 14 特別手續
- 15 非訟事件の手續

#### 1 管轄

##### (1) 裁判所の管轄に属する民事訴訟・非訟事件<sup>4</sup>の追加

ベトナムの民事訴訟法における管轄の規定は、列記主義がとられており、「法律に規定のあるその他の・・・」という包括規定によって新しい類型の事件の管轄を認める余地を残している。そして、現実に民事訴訟法以外において当事者に対して裁判所に解決を求めることを認める規定があり、それらの事件が上記包括規定に取り込まれるものと考えられるものの、裁判所ごとに当該事件が

<sup>4</sup> 民事非訟事件とは、裁判所に解決を請求できる事件の中で紛争性を有しないものであり（民訴311条）、民事訴訟事件と対比されるものである。日本における訴訟・非訟の区別とは意味合いが異なることに注意が必要である。民事非訟事件の手續は、例えば、単独裁判官による審理を認めていること（55条）、申立書の審理期間や期日の準備期間が短いこと（320条、331条等）、検察官の出席が必要であること（21条）など、簡易・迅速性、あるいは公益性に基づく違いが見られるが、民事訴訟事件の規定もこれらの性質に反しない限り適用される（311条）。

訴訟事件なのか非訟事件なのかについての見解が統一されておらず、場合によってはそもそも管轄自体を認めないという理由で提訴状や申立状を返却する例が見られた（168条1項e号、311条参照）。

そこで、裁判所の管轄に関する統一的理解・運用を確保するため、民事訴訟法以外に裁判所の権限を認めている公証法45条<sup>5</sup>（公証文書<sup>6</sup>の無効宣言）、民事判決執行法74条1項（共有財産の持分の確定）<sup>7</sup>、同法102条1項<sup>8</sup>（財産競売の結果に関する紛争）、の各規定と合わせる形で管轄の規定が補充された（公証法45条関係につき25条9項、26条6項、民事判決執行法74条関係につき25条10項、26条7号、同法102条1項関係につき25条11項）。

これに応じて、土地管轄（35条2項）の規定、選択による管轄（36条2項）の規定が整理・補充され、公証文書の無効宣言要求に関する事件手續についての規定も補充された（339条a～cの補充）。

##### (2) 県級人民裁判所の管轄の拡大

県級裁判所の管轄を拡大していくという司法改革の方

<sup>5</sup> 公証法45条 公証文書の無効の宣告を提議する権利を有する者  
公証官、公証を要求した者、証人、関連する権利義務を有する者、権限のある国家機関は、公証に法律違反があるとの根拠があるときは、裁判所に対して、公証文書の無効を宣告することを提議する権利を有する。  
<sup>6</sup> 公証文書に記載された事実は不要証事実とされている（民訴80条1項c号）。  
<sup>7</sup> 民事判決執行法 74条1項 共同所有財産に対する強制執行

執行官は、判決執行債務者との者が共同して所有する財産（土地使用権を含む）に対する強制執行をする前に、共同所有者に対し、強制執行について通知しなければならない。共同所有者は、訴えを提起して、裁判所に対し、その共有財産に対するその者の所有持分を確定するよう要求する権利がある。共同所有者が上記の通知を受けてから30日の期限内に訴えを提起しない場合は、判決執行債権者又は執行官は、裁判所に対し、その共有財産のうちの判決執行債務者の所有持分を確定するよう要求する権利がある。

夫婦の共同所有権に属する財産について、執行官は婚姻及び家庭に関する法律の規定に従い、夫、妻の所有持ち分を確定し、夫、妻に対して通知する。妻又は夫が同意しない場合は、持分が執行官により確定された日から30日の期限内に、裁判所に対して、訴えを提起して、共有財産の分割を要求する権利がある。上記期限が過ぎて、当事者が訴えを提起しないときは、執行官は財産の処理を進行し、判決執行債務者の夫、妻に対してその者の所有権に属する財産部分の価値を清算しなければならない。

<sup>8</sup> 民事判決執行法 102条 財産競売の結果の破棄  
1項

当事者、執行官は、裁判所に対して、訴えを提起して、財産競売の結果についての紛争を解決するよう要求する権利がある。

針に従った改正である<sup>9</sup>。紛争の複雑性や困難性に関わらず、原則的には県級裁判所がすべての事件について第一審裁判所としての管轄を有することになった（詳細は解説末尾の表を参照）。

なお、ベトナムでは、法律を根拠としてある事件の管轄権を与えられた裁判所のみがその事件の管轄権を有するという考え方を取っているため、法律上の管轄裁判所と異なる当事者間の管轄の合意については、審級管轄の場合はもちろんのこと、土地管轄に関する合意についても無効となる。また、土地管轄に関する民事訴訟法 35 条 1 項は、被告の普通裁判籍（a 号）、当事者間の書面による合意がある場合には原告の普通裁判籍（b 号）、不動産に関する紛争については不動産の所在地（c 号）、をそれぞれ管轄する裁判所の管轄に属することが定められているところ、明文の規定はないが、c 号が適用される場合には、a 号及び b 号の適用が排除され、b 号が適用される場合には a 号が排除されると理解されている<sup>10</sup>。

### (3) その他

民事訴訟法 31 条を改正して、1 項において、調停が成立した後に債務者が履行しない場合や本旨に従った履行をしない場合にも裁判所への訴え提起を認めることとし、また、2 項においては、労働法の規定に合わせて規定を改正した。

## 2 個別決定の破棄権限

### (1) 改正の趣旨

1989 年 11 月 29 日の民事訴訟解決手続に関する政令 12 条は、「他の機関又は組織の決定に関する裁判所の権限」として、「民事訴訟事案について審判を行う場合、裁判所は、関係裁判所の管轄権に属する事案において、他の機関又は組織が当事者の法的権利を侵害して行った、明らかに違法な決定については、これを取り消す権限を有する。」と定めていた。2004 年民事訴訟法でこれを廃止した後は、裁判所は上記のような決定を発見したとしても、これを取り消す権限がなかったため、その決定を発布した機関が自ら取り消すよう促すことできるとどまっていた。当事者が行政訴訟を提起しようにも提訴時効が経過していることも多く、また、仮に行政訴訟によ

<sup>9</sup> 現在、第一審事件のうち、県級人民裁判所が担当しているのは 90% から 92%、省級裁判所が担当しているのは 8% から 10% 程度とのことである。

<sup>10</sup> なお、バクニン省民事訴訟 Q&A 問 4 において、被告の住所地（35 条 1 項 a）と義務履行地（36 条 g 号）の両方に管轄がある場合には原告が選択できる旨の説明があるので、35 条の土地管轄と 36 条の選択管轄の関係は併存すると理解しているように思われる。

ったとしても、判決に行政機関が従わないという問題も生じていた。そこで、32 条 a として上記政令の規定に相当する規定を補充した。

### (2) 取消の対象となる決定

取消となる対象となる決定について、上記政令では、単に「決定」としていたところ、補充された規定によれば「個別決定」としている。この趣旨は、法規範文書公布法における決定（国家主席・首相等々によるもの）は排除するところにある。個別決定にあたるものとしては、特定の者を対象とする報償や懲戒の決定、一定の地位への任命決定などである。

### (3) 管轄の特則

取消の対象となる個別決定が、取消訴訟の対象となる行政決定であることが想定されていることから、行政訴訟法との整合性を確保するために、管轄裁判所については行政訴訟法 29 条、30 条に従うこととされている。

県級裁判所の管轄とされている民事訴訟・非訟事件において、問題となっている決定を仮に行政訴訟上の取消訴訟によって取り消す場合の管轄裁判所が省級裁判所となる場合には、事件全体が省級裁判所の管轄に属することになる。

### (4) 裁判所の裁量による取消しの可否

32 条 a1 項には、当事者による要求の有無を要件としていないことから、当事者の要求がなくとも裁判所が職権により取消が可能かどうか問題となる。起草担当者の見解によれば、32 条 a2 項において「破棄を要求された」と規定していることを理由に、当事者の要求を要件とするべきであるという説明がされている。

## 3 検察官の手続関与

### (1) 改正の趣旨

2004 年民事訴訟法 21 条は、「人民検察院は、民事訴訟・非訟事件が適時、適法に解決されることを保障するために、民事訴訟における法遵守を検察し、法律の規定に従い、要求、建議、異議申立ての権利を行使する。」（1 項）、「人民検察院は、裁判所が証拠を収集し当事者が不服を申立てた事件、裁判所の管轄に属する民事非訟事件、裁判所の判決、決定に対して検察院が異議申立てをした事件について、公判期日に参加する。」（2 項）としていた。これに対しては、「当事者が裁判所の証拠収集に不服申立てをしていないため、当事者が検察院の関与を要望しているにもかかわらず検察院が関与できない。多くの

手続上の違法が存在するにもかかわらず、異議申立期限内にこれらを発見することができず、民事訴訟・非訟事件の解決が客観性を欠く結果を招いている。特に国家の財産に関する事件や、当事者が社会的に弱い立場にある者である事件では問題は大きい。」旨の指摘がされていた。今回の改正では、このような考えを背景に、法遵守の検察の実効性を高めるとともに、客観性を確保し、法律違反を低減させるという趣旨に基づき、検察院の事件の立会を拡大するとともに、さらにその趣旨に沿うものとして、各手続段階における検察官の関与の機会を増やすなどの改正を行った。

## (2) 改正の内容

### ア 立会対象事件の拡大

上記の改正趣旨に基づき、民事訴訟事件については、裁判所が証拠収集を行った事件については当事者からの不服申立の有無を問わず検察官の立会が義務化された（これに伴い検察院の立会の要件となっていた裁判所の証拠収集に対する不服申立に関する規定（85条3項2文、58条1項c）が削除された。）。その他、紛争の対象が公用財産、公共の利益、土地使用権、住宅である事件、当事者の一方に未成年、心身に障害のある者がいる事件について検察官の立会が義務となった。

従前、控訴審の公判期日の立会については、検察院が異議申立てをした事件、第一審で立会った事件のみが立会義務があったところ、全事件に対象を拡大した（264条2項参照。なお監督審・再審についてはもとより立会義務がある。292条1項・310条）。これは控訴審の判決・決定も、再審・監督審の決定と同様に即時に法的効力が生じるため（控訴審判決につき279条6項、控訴審決定につき280条6項、監督審決定につき302条、再審決定につき301条・302条）、その更正・回復が困難となるとの考えからである。

検察官が立ち会う事件では、検察官は、第一審においては、事件解決過程における裁判官、審理合議体の法律遵守、事件受理から審理合議体の評議時点までの訴訟参加人の活動について意見を発表し（234条1項）、控訴審においては、控訴審段階における民事事件の解決過程における法律遵守に関する検察院の意見を発表することになる（273条a）<sup>11</sup>。

### イ 各手続段階における関与

2004年民訴法においても、事件の受理通知（174条1項）、事件の分離・併合決定の通知（38条3項）、緊急保

全処分に関する決定の通知（123条2項）、当事者の合意の承認決定の通知（187条1項）、事件の停止決定・一時停止決定の通知（194条2項）、事件を公判に付する決定の通知（195条2項）、公判期日の延期決定の通知（208条3項）、判決書の交付（241条）など、重要な手続上の行為ないし決定については、裁判所から検察院への通知等が義務づけられていた。今回の改正では、新たに、受理後に別の裁判所へ移送した場合の通知（37条1項）、提訴状の返却の場合の通知（168条2項）を義務付けることになった。

また、裁判所は、検察院立会事件の場合には、事件を公判に付する決定を出した後、検察院に対して、記録を送付して記録を検討する機会を与えなければならないことになっている（195条3項）<sup>12</sup>。これに対して、控訴審に関しては、従前、行政訴訟の場合と同様（行訴法200条）、控訴審の事件の受理後に、記録を送付することになっていたが、第一審と同様に、事件を公判に付する決定を発した後に記録を送付することになった（262条）。

### ウ 証拠収集に関する権限

証拠収集に関しては、第一審判決に対する異議申立て、監督審・再審手続に従った異議申立てを十分に行うために、当事者のみならず関係者・機関・組織に対して証拠提出を要求することができるものとし（85条4項）、さらに、事件解決を目的とした証拠提出要求権を与えた（94条2項）。これに伴い、資料・証拠提出責任に関する一般規定においても、義務履行の名宛人として検察院の文言が加わった。

## 4 当事者の権利

### (1) 自己決定権の明記

当事者の自己決定権に関する規定については、5条に一般規定が存在し、具体的な規定として、合意成立後の審理の不継続要求（192条1項d）、訴えの取下げ（217条）、訴えの変更（218条）などの規定が置かれていたが、当事者の権利として明確な根拠を与えるのが望ましいという考慮から、当事者の権利を列挙した58条2項のa号に明記した。

### (2) 論争権の保障

共産党政治局決議8号決議は「裁判所の判決は証拠、検察官、弁護士、被告人、証人、原告、及び利害関係人

<sup>11</sup> 行政訴訟における第一審・控訴審の各公判期日で行う検察官の意見陳述と同様である（行政訴訟法160条、204条3項）

<sup>12</sup> 行政訴訟法では、裁判所は、検察院に対して事件を公判に付する決定の送付とともに記録を送付するものとされているところ（行訴124条）、民事訴訟法には、検察官への記録の送付時期について明確にした規定がない。

の意見を十分かつ全面的に考慮した上で公判における弁論結果を主に根拠にしなければならない。」として、これを司法活動の重要な任務の1つとして挙げており、2004年民事訴訟法においても、これに沿う各種規定（6条、9条、58条、62条等）が置かれていたが、今回の改正では23条aを補充して直接的に論争を保障する規定を置いた。この規定は、訴え提起から事件解決に至るまでの当事者の各権利の基となる手続保障に関する原則規定として理解されている。

また、同決議49号は「民事訴訟手続を引き続き整備する。各当事者が、主体的に証明する根拠を収集し、自分の合法的な権利と利益を保護することができるための条件を整える」との目標を掲げており、これに沿うものとして、今回の改正において、裁判所の許可を受けて、事件に関連する問題について他の者に質問し、また対質を実施することを権利として認めることになった（58条2項o）。

### (3) その他の当事者の権利の拡充

事件の解決は関連する権利義務を有する者にも影響を与えるため、それらの者が事件の解決手続に参加することを保障する必要があるとの考え方から、原告に限らず被告を含めた当事者の権利として、関連する権利義務を有する者を訴訟に参加させるよう裁判所に提議する権利を認めた（58条2項n）。

一時停止決定<sup>13</sup>に関して、決定の効果を直接受ける立場にある当事者の利益に配慮して、原告のみならず被告を含めた当事者の権利として、裁判所に対して事件の解決の一時停止を提議する権利を認めることになった（58条2項x）。

被告が、関連する権利義務を有する者に対する反訴要求を立てることを認めた（176条）。これに関連して、被告の反訴要求及び関連する権利義務を有する者の独立要求については、公判に付する決定が出るまでにする必要があることが明記された（176条、177条）

なお、監督審・再審手続に従った異議申立てについての提議権（58条2項t）については監督審手続の改正の箇所を参照されたい。

## 5 当事者の適法な権利利益の保護人

ベトナム民事訴訟法には、代理人（73条）とは別に当事者の適法な権利利益の保護人（63条）という者が存在し、弁護士などが保護人になることができる<sup>14</sup>。今回の改正

は、ベトナム法律扶助法（69/2006/QH11）20条1項が、「法律扶助を提供する者は、法律扶助官及び法律扶助の参加者である。」と定め、21条<sup>15</sup>3項b号は、法律扶助の1つとして「訴訟手続に、被疑者、被告人を弁護するために適法な代理人の資格で参加する。刑事事件の当事者の権利利益の保護人として参加する。当事者の代理人又は適法な権利利益の保護人として、民事訴訟・非訟事件、行政事件に参加する。」と定めていることを受けて、63条2項b号をもって、法律扶助官及び法律扶助の参加者に対しても、当事者の適法な権利利益の保護人となる資格を与えたものである。一方、公安関係者を欠格事由として追加した（63条2項c号の改正）。

## 6 提訴時効・要求時効

民事訴訟事件の提訴時効、民事非訟事件の要求時効の適用に関しては、第一次的に法律の定めに従うことを前提<sup>16</sup>に、法律の定めがない場合の処理として、時効が適用されない類型<sup>17</sup>を規定し、それ以外についての時効期

利・義務を定めた64条を見ると、手続の参加、証拠収集、裁判官や人民参審員等の手続進行者の変更要求などができるものの、代理人（74条参照）と異なり、当事者の権利義務を代理して行使するものではない。代理人には、法定代理人と委任による代理人が存在することから（73条1項）、弁護士が委任による代理人になることには問題はないと考えられる。なお、行政訴訟法も同様に代理人と保護人の区別がある（同法54条、55条参照）。

### <sup>15</sup> 法律扶助法21条 法律扶助官

1. 法律扶助官は、ベトナムに永住しているベトナム国民であつて以下の条件を十分に満たす者である。

a) 完全な民事行為能力があり、良い品質、道徳を備えていること

b) 法学士を取得していること

c) 法律扶助業務の訓練を受けたことの証書があること

d) 2年以上法律活動に従事した時間があること

d) 任された業務の完遂を保障する健康状態であること

2. 法律扶助官は国家公務員であつて、国家法律扶助センターに勤務し、省・中央直轄市の司法局局长の提議に基づき、省・中央直轄市の人民委員会主席により、法律扶助官カードを授与される。

3. 法律扶助官は以下の法律扶助を行う。

a) 法律相談

b) （上記引用のとおり）

c) 法律に関連する職務を行うために法律扶助を受ける者のために訴訟外で代理すること

d) その他の方法による法律扶助を行うこと

<sup>16</sup> SPC理論研究所の説明によれば、複数の異なる法規範文書に規定されている民事訴訟事件の提訴時効については、ある専門分野に関連する紛争が生じている場合には、民事訴訟事件の時効は、その専門分野の法律の規定に従って確定することになるとのことである。例えば、保険契約に関する紛争は、契約に関するものであつても民法427条（2年）ではなく、保険営業法30条の規定に従い3年となる。また、労働に関する紛争は、労働法167条の区分に従い、6か月、1年、3年となる。

<sup>17</sup> 民法160条には、提訴時効の適用がない民事訴訟・非訟事件

<sup>13</sup> 理論上は、当事者の申立の有無を問わず裁判所の裁量により行うことができる。

<sup>14</sup> 63条2項a号において保護人の資格として弁護士が第1に挙げられていることからすると、主として弁護士が保護人として活動することが想定されていると思われる。しかし、その権

間を定めるとい形式に規定を修正した (159 条 3 項, 4 項)。

#### (1) 時効が適用されない民事訴訟事件

提訴時効が適用されない類型としては、①財産の所有権に関する紛争、②別の者が管理、占有する財産の取戻しに関する紛争、③土地法の規定に従った土地使用権に関する紛争という 3 つの類型<sup>18</sup>が挙げられている。この点について、SPC 理論研究所は以下の説明を加えている。

##### ア 時効取得が適用される場合

所有権に関する紛争の場合は、提訴時効が適用されない場合 (例えば上記②に該当する不動産の取戻しに関する紛争) であっても、時効取得に関する民法 247 条 (動産につき 10 年、不動産につき 30 年) が適用される<sup>19</sup>。

##### イ 知的所有権に関する紛争

知的所有法には提訴時効の規定はないが、知的所有法 27 条に定める各権利の保護期限に従って提訴時効を適用する。

##### ウ 民事取引が存在する場合

上記①、②に該当する紛争が民事取引によって発生している場合 (売買、贈与、交換、貸借のように財産の移転があるもの)、民法に個別に提訴時効の規定があればその規定が適用される<sup>20</sup>。

財産の保管契約、財産の賃貸借契約、請負契約、加工契約、運送契約のような民事取引については、契約に関する紛争として訴えを提起した場合には、民法 427 条に規定する提訴時効 (2 年) 及び専門分野の法律に規定されている提訴時効を適用するが、当事者が財産の取戻しとして訴えを提起した場合には、仮に上記各時効期間が過ぎていたとしても、裁判所は事件を受理して解決する

として、「国家所有形態に属する財産の返還要求」(1 項)、「侵犯された人格権の保護に対する要求」(2 項) が掲げられており、改正はこの規定を意識したものと理解される。

<sup>18</sup> SPC 理論研究所が示した例としては、財産の所有権の帰属に関する紛争、夫婦共有の財産分割に関する紛争、離婚後の共有財産分割に関する紛争、多数人が共同所有に属する財産に関する紛争、土地又は住宅に固着して作られた工作物に関する紛争、土地の使用権の帰属に関する紛争、土地使用権の境界に関する紛争がある。

<sup>19</sup> 取得時効の規定を適用する前提として、被告の主張 (すなわち時効の援用) が必要なのかどうかは不明である。

<sup>20</sup> 民事取引が無効となる場合に関する規定 (無効事由、提訴時効、効果等) について定めた民法 128 条ないし 138 条を想定した説明と思われる。

ことになる<sup>21</sup>。

#### (2) 時効が適用されない民事非訟事件

個人の人格に関する民事権<sup>22</sup>に関連する民事非訟事件についての時効が適用されないことを規定した。例えば、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言要求 (321 条)、人の民事行為能力喪失の宣言決定又は民事行為能力制限の宣言決定の取消しの要求 (322 条)、人の失踪宣言の要求 (330 条)、人の失踪宣言決定の取消しの要求 (333 条)、人の死亡宣言 (335 条)、人の死亡宣言決定の取消しの要求 (338 条)、未成年者の子に対する父親、母親の一部の権利の制限についての要求 (婚姻家庭法 41 条) などである。

#### 7 提訴状の返却

ベトナムでは、訴えの提起があった後、一定の事由がある場合 (168 条 1 項各号)、提訴状を返却して、事件を受理 (171 条) しない、あるいは受理した後であっても事件を停止する決定を出した上で提訴状を返却するものとされている (168 条、192 条参照)。主な事由としては管轄<sup>23</sup>や訴訟能力の有無、提訴の条件が十分か<sup>24</sup>どうかなどである。従前、168 条 1 項 a 号において、提訴状の返却事由の 1 つとして「提訴時効が満了した。」ことが列記されていたため、提訴時効の期間が過ぎていれば、提訴状審査の段階で被告の主張を待たずに提訴状を返却するという制度となっていた。提訴時効に関しては審理の中で証拠に基づいて判断する必要があるとの考えから、旧 a 号を削除し、裁判所は提訴時効が満了していることを理由として訴状を受理しないということは許されなくなった。公判準備期限内に提訴時効が完了していること

<sup>21</sup> この説明によれば、同じ物に対する契約上の返還請求権と、所有権等に基づく返還請求権は、別個のものとして併存すると考えているようである。

<sup>22</sup> ベトナム民法では「民事権」(quyền dân sự) という言葉がよく使用されている。民事権の内容として、「quyen nhan than」(人格権)、「quyen so huu」(所有権)、「quyen thua ke」(相続権)、「cac quyen khac doi voi tai san」(その他の財産に関する権利) 含まれること (ベトナム民法 15 条) からすると、民事上主張することができる権利一般であると理解するのが妥当であろう。

<sup>23</sup> 提訴状を受け取った裁判所に当該事件の管轄がなくても他の裁判所の管轄に属する場合には、提訴状を当該管轄裁判所に送付するが (167 条 2 項)、そもそも裁判所の管轄外の事件であれば、提訴状を返却することになる (同 3 項、168 条 1 項 e 号)。受理後の場合は、上記の区別に従い、管轄裁判所へ事件の移送する決定をする (37 条) か、事件の停止決定をして提訴状を返却することになる (192 条)。

<sup>24</sup> 「提訴の条件」の例として、例えば、和解手続の前置が法定 (土地紛争や労働紛争等) されている場合にその手続を前置していることを指すようである。

がわかった場合には、192条1項h号に基づき事件を停止した上、提訴状を返却することになる（192条2項）。

その他、訴訟費用を納付しない場合にも提訴状を返却することを明らかにするほか（168条1項c号）、提訴状の返却がされた場合に再度の提訴を認める場合（168条3項）、提訴状の返却に対する不服申立の手續に関する規定（170条）が整備された。

## 8 証拠収集

### (1) 2004年民事訴訟法の証拠収集に関する規定の概観

#### ア 証拠提出責任・証明責任

民事訴訟法6条1項は、一般的な当事者の証拠提出義務・証明義務を規定し、2項は、裁判所はこの法律が定める場合にのみ証拠を確証し、又は収集する旨を定めている。58条は当事者の義務として証明義務等に関し各論的な権利義務を列記しているところ、c号（改正前）において「自分自身ができない事件の資料、証拠の確証、収集を裁判所に提議し又は証人の召喚、鑑定意見徴求、査定を裁判所に提議する。」旨定めている。79条には当事者の立証義務の規定があり、同条4項は証明不能の場合にはその責任を負うと規定している。84条でも証拠の提出義務が規定され、85条1項に裁判官による当事者への追加証拠提出を求める場合、同条2項で当事者の申立による裁判所の証拠収集方法が規定されている。173条には裁判官の任務が規定されている。

#### イ 個人・機関・組織（以下「個人等」という。）に対する証拠提出要求

文言上明らかではないものの相手方当事者も適用対象になると考えられている。7条が、一般的な提出責任を定め、85条2項は裁判所の証拠収集方法の1つとして規定し、94条2項において当事者の申立権を定め、389条に罰則が規定されている。94条2項によれば、個人等に対する証拠提出要求は、「証拠収集のために必要な措置を執ったにもかかわらず自分自身で証拠を収集できない場合」に申し立てることができることになっている。

#### ウ 裁判所による証拠収集方法

上記イを含めて裁判所の証拠収集方法として改正前の85条2項に列挙されているのは、当事者・証人からの供述聴取、鑑定意見徴求、財産査定、現場検討・検証である。そのほかに対質（88条）、証拠収集の委託（93条）の規定もある。各証拠収集方法については、86条以下に

それぞれの手続等が規定されている<sup>25</sup>。

#### エ 証拠提出・証拠収集の時期

「提訴状には提訴の要求に根拠がありかつ適法であることを証明する資料、証拠を添付」することになっており（改正前164条2項i号、改正後164条3項）、訴えの提起時において一定の証拠を提出する義務がある。提訴状の受理後は主に公判準備期限内（179条）において当事者の証拠提出・裁判所による証拠収集が行われる。証拠提出の期限を定めた規定はない。

### (2) 改正の内容

#### ア 裁判所による証拠収集

改正前の85条2項は、裁判所が証拠収集を行うことができる場合について、「当事者が自分自身で証拠を収集できず、証拠収集の申立てをした場合」としていたところ、改正により「本法典の規定する各場合」に変更した。この改正については、当事者の証拠収集の申立がなくとも裁判官が積極的に証拠収集を行うことを認めるものと理解する立場もある。しかし、そもそも本法典（民事訴訟法）に規定する場合としている以上、86条以下に定める各証拠収集方法を行う要件を満たしていることが前提である上、当事者に対して証拠提出義務や証明義務を課した6条、79条、84条1項の趣旨も考慮すると、原則として、当事者の申立があったときに裁判所は証拠収集方法を採用することができる、とするのがSPCの立法担当者の見解である。

#### イ 財産査定

財産査定は、金融機関から構成員を得て査定評議会を設立して、議長以下の全構成員が参加して財産の査定を行うという制度である（92条）。ベトナムでは、財産評価における専門性・客観性を保つという趣旨から、財産の評価が必要な場合には、査定評議会による査定を経なければならないと考えられている。ところが、実務上、構成員の派遣を要請された金融機関が協力的でないとか、査定評議会の議長になることを拒否するなどの事例が多く、査定評議会による査定実施に困難を生じさせており、場合によっては当事者が裁判所に対して、自ら依頼した評価機関の評価額を認めるよう求めることもあった。そこで、当事者に対して財産の価格を査定する組織の選択について合意する権利を認め、また、価格査定評議会の構成員に関する資格や構成員の派遣を求められた関係機

<sup>25</sup>法文上、当事者の申立を必要としているのは、鑑定（90条1項）、当事者等に対する証拠提出要求（94条）のみである。

関の責任について補充した。さらに、当事者の申立を要件として、査定評議会の査定に対する審査制度を新しく設けた。これらの改正に対応して、16条（「査定評議会の構成員」の追加。）、82条8項及び85条2項c号（「財産査定審査」の追加。）において若干の補充が行われた。

## ウ その他

再鑑定を行う場合の鑑定人の資格について原鑑定人を排除するなどの整備を行った（90条4項）。85条2項に列記されていなかった対質、証拠収集の委託について、裁判所が行う証拠収集方法に加えた。

## 9 和解手続

民事訴訟法10条は、「裁判所は、この法律の規定に従って和解を行い、当事者が互いに民事訴訟・非訟事件の解決の合意に達することができる状況を作る責任を負う。」と規定し、180条は「裁判所は、事件の第一審の準備期間中に当事者が事件の解決に関する合意に達するよう和解を行わなければならない。」として、裁判所は、提訴状の受理後に始まる公判準備期限内において、和解ができない事件（180条、181条）を除き、和解を行うことが義務付けられている。当事者間で合意が成立した場合、7日間の再考期間を経た後に裁判所が和解を承認する決定を出す（187条）。この決定に対しては、当事者は控訴・検察院は異議申立てができる（188条）。

これまでの民事訴訟法には、和解の方法と手続に関する規定がなく、和解の原則として若干の指針が示されていたにすぎなかったため（180条2項）、和解を担当する裁判官が、和解を行うことを躊躇したり、場合によっては裁判官ではなく書記官が和解手続を行うことがあったようである。そこで、統一的な運用を確保して和解の成立を高めるという趣旨に基づき、和解の方法・手続について184条を改正するとともに、185条aを補充した。

## 10 一時停止決定、停止決定

### (1) 制度の概要

裁判所は、事件を受理した後、公判準備期限内における当事者・裁判所による証拠収集、和解の結果を踏まえて、当事者間の合意を承認する決定、事件の解決を一時停止する決定、事件の解決を停止する決定、事件を公判に付する決定、のいずれかを発する（179条2項）。189条に列記されている事由（当事者の死亡等）に該当する場合に事件が一時停止されるが、その事由がなくなれば事件は再開する（191条。例えば相続人が事件を承継した場合。）。一方、事件の停止事由がある場合には、提訴状が返却されることになり（192条）、事件は終了する。

これらの規定は、概ね控訴審でも適用される（259条、260条1項）。

### (2) 改正の内容

これらの制度に関連して、今回の改正では、既に述べたとおり、当事者の権利として、一時停止を求める権利を明記するとともに（58条2項x号）、一時停止事由を追加（司法委託の結果を待っている間に解決期限が満了した場合）し、提訴時効の満了を提訴状の却下事由から除外したこと及び欠席に関する規定を改正したことに合わせた停止事由の整理（192条1項e号、h号）を行った。また、事件を停止した場合に、訴訟費用の予納金の返還をするのは、従前、提訴状の返却事由がある場合のみであったところ、訴えの取下げの場合及び当事者の破産開始決定がある場合にもこれを認めることになった（193条3項参照）。

控訴審における事件の停止に関しては、当事者の控訴・検察官の異議申立ての一部取下げの処理及び停止決定の主体について明記した（260条1項c号、2項、3項）。

## 11 公判期日の欠席

### (1) 改正の背景

2004年民事訴訟法199条1項、200条1項、201条1項、203条については、原告、被告、関連する権利義務を有する者、権利義務の保護人（以上4者について「当事者等」と総称する。）について別個に欠席についての取扱を定めていたことから、それぞれ1回までは欠席が可能であって、その都度公判期日が延期されるという理解を前提に、当事者が、順番に欠席して公判期日を延期させ、引き延ばしや公判での困難を生じさせることを可能にさせており、関係当事者の正当な権利利益を侵害するものと指摘されていた。特に当事者が複数の事件の場合にその弊害の大きさが問題となっていた。

### (2) 改正の内容

そこで、当事者等の欠席に関する規定を整理して199条に一本化し、欠席の回数を当事者等全体として把握するものとし、当事者等が最初の期日に欠席した場合には公判期日を延期するが、2回目の召喚にかかる期日に不可抗力によらないで欠席した場合には、原告の要求や関連する権利義務を有する者の独立要求といった事件毎に、裁判所は、その者の欠席で審理を進めるか、原告の要求や独立要求<sup>26</sup>について放棄と見なして事件の停止決定を

<sup>26</sup> 被告の反訴要求がどのように扱われるかについて明文の規



出すこととした。これによって、手続上の権利を保護する一方で、裁判を引き延ばして他方当事者や裁判所に困らせるために欠席という手段を利用することを防止するためである。また、控訴審においても同様の改正が行われた (266 条参照)。

この改正により、200 条、201 条、203 条の全体、59 条 (原告の権利・義務)、60 条 (被告の権利義務) における欠席に関する規定が削除されることになった。

## 12 控訴審

これまで触れた改正点 (検察官の関与に関連する 257 条、262 条、264 条、273 条 a、停止に関する 260 条、欠席に関する 266 条) のほか、控訴審において原判決の一部破棄ができることを明らかにし、これに併せた補充を行った (275 条 3 項、277 条)。

また、271 条 1 項の「当事者が事件の処理について相互の合意に達することができず、当事者がその控訴を維持し又は検察院がその異議申立てを維持する場合」という文言のうち前段を削除した<sup>27</sup>。

## 13 監督審

### (1) 制度の概要

監督審手続は、既に述べたとおり、法的効力を有する判決・決定に、法律違反がある場合に異議申立てに基づきこれを是正する手続である。具体的な異議事由は①判決、決定中の決定部分が、事件の客観的事情と合致していない<sup>28</sup>、②訴訟手続の重大な違反がある、③法律の適用について重大な誤りがある、場合である。監督審による審理は、異議申立権者が異議申立てを行うことによって開始される (282 条、283 条)。異議申立権者は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定以外の判決・決定については、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官であり、県級裁判所の判決・決定については、さらに省級裁判所の長官、省級検察院の長官が加わる (285 条)。監督審決定では、原審の判断を支持する、原審の判断を破棄して

定がない。

<sup>27</sup> この改正については「理解を容易にするため」と説明されている。控訴審では、第一審と異なり和解手続を行うことは義務とされていないところ、改正前の文言は、公判審理の条件として和解手続が前置されていることが公判審理の条件とも読めることから生じる誤解を解消しようとしたものではないかと推測される。

<sup>28</sup> 事実誤認のようにも見えるが、監督審が法律違反を是正することを目的とするものであること、これにあたる具体例として「貸した金は弁済されたとの事実を認定しながら、被告に貸金返還を命じた場合」が挙げられていること (ICDNews21 号 81 頁参照) からすると、法律の適用の誤りの一類型とも考えられる。

原々審の判断を支持する、原審の判断を破棄して審理を差し戻す又は事件の停止決定をすることになる (297 条)<sup>29</sup>。

2004 年民事訴訟法においては、事件の当事者は、法律違反を見つけた場合、上記異議申立権者に対して書面でその旨通知することができるとされていた (284 条 1 項)。

### (2) 改正の内容

監督審手続に基づく異議申立権者に対する通知に関してはその文面・要式を規定していなかったため、求める内容を明記しない恣意的なものや法的効力が生じた判決・決定の執行を遅延させる目的による理由のない不服申立が多数あり、これによる業務の負担の解消が課題となっていた。一方、当事者が、不当な裁判所の判断に対して、異議申立権者への通知をすることしかできないというのは当事者の権利保障の観点から問題があると言われていた。そこで、当事者に対しては、異議申立権者に対して、異議申立をするよう提議する権利を付与するとともに (58 条 1 項 t 号)、当事者の不服申立に関する責任を一定程度持たせるという趣旨に基づき、文書の提出及び添付資料の提出に関する具体的規定を補充することになった (284 条 a、b)。また、当事者による提議の期限 (1 年、284 条 1 項) が定められた。また、異議申立権者による異議申立期限については、原則 3 年としつつ、異議申立の期限を過ぎた後に判決・決定に誤りが見つかった場合の救済として、2 年の延長があり得ることが定められた (288 条 2 項)。

監督審決定において一部破棄ができる旨明記するとともにそれに伴う規定の整理を行った (297 条、299 条)。

## 14 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討する特別な手続 (16 章 a)

この特別手続は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定<sup>30</sup>に、法律の重大な違反を確認できる根拠がある又は決定時に知り得なかった決定を基本的に変更させる重要な新しい事情が発見された場合に、①国会常務委員会の要求、②国会司法委員会の建議、③最高人民検察院長官の建議、④最高人民裁判所長官の提議、がある場合に、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を、最高人民裁判所裁判官評議会自身が再検討する手続であり、新たに新設された (310 条 a)。最高人民裁判所裁判官評議会は、検討の結果、理由があると認めた場合には、自身の監督審ないし再審決定を破棄した上、法的効力を有する下級裁

<sup>29</sup> したがって、既に存在する実体判断を変更して新しい判断を示すことはできない。

<sup>30</sup> 監督審・再審決定が含まれるとして、特別手続による決定が含まれるかどうかは不明である。

判所の判決・決定を取り消して、自判又は差し戻した上、最高人民裁判所自身の損害賠償責任を確定することになる（同 b3 項 a～c）。

民事非訟事件の手續における訴訟進行人の変更決定（313 条 a）についての規定など若干の修正・補充がされている。

15 民事非訟事件の手續

以 上

## ベトナム民事訴訟における管轄裁判所

\* 太字・下線部分が改正箇所である。審理主体の根拠条文は54条・55条である。

条文		民事訴訟事件・非訟事件の種類	管轄裁判所		
項	号		改正前	改正後	審理主体
25	1	ベトナム国籍に関する個人間の紛争	県	県	33条1項a 裁1+参2
	2	財産の所有権に関する紛争	県	県	同上 裁1+参2
	3	民事契約に関する紛争	県	県	同上 裁1+参2
	4	本法典29条2項に規定する場合を除く、知的財産権、技術移転に関する紛争	県	県	同上 裁1+参2
	5	財産の相続に関する紛争	県	県	同上 裁1+参2
	6	契約外の損害賠償に関する紛争	県	県	同上 裁1+参2
	7	土地に関する法律の規定に従った土地使用権、土地に固着する財産に関する紛争	県	県	同上 裁1+参2
	8	法律の規定に基づく情報媒体にかかる専門職活動に関連する紛争	県	県	同上 裁1+参2
	9	<b>公証文書の無効宣言要求に関連する紛争</b>	-	<b>県</b>	同上 裁1+参2
	10	<b>民事判決執行法の規定に従った判決執行をするために強制執行の対象となっている財産に関連する紛争</b>	-	<b>県</b>	同上 裁1+参2
	11	<b>民事判決執行法の規定に従った財産競売の結果、競売財産の購入登録にかかる出費の清算についての紛争</b>	-	<b>県</b>	同上 裁1+参2
	12	法律に規定のあるその他の民事に関する紛争	?	?	? 裁1+参2
26	1	人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言、人の民事行為能力喪失の宣言決定又は民事行為能力制限の宣言決定の取消しの要求	県	県	33条2項a 単独
	2	住居を去った者の搜索通告及びその者の財産管理の要求	県	県	同上 単独
	3	人の失踪宣言、人の失踪宣言決定の取消しの要求	県	県	同上 単独
	4	人の死亡宣言、人の死亡宣言決定の取消しの要求	県	県	同上 単独
	5	外国裁判所の民事に関する判決、決定、刑事、行政の判決、決定の中の財産に関する決定の公認及びベトナムにおける執行、又は、ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事に関する判決、決定、刑事、行政の判決、決定の中の財産に関する決定の非公認の要求	省	省	34条1項b 裁3
	6	<b>公証文書の無効宣言の要求</b>	-	<b>県</b>	33条2項a 単独
	7	<b>財産の所有権、使用権の確定、民事判決執行法の規定に従った判決執行のための共同財産の分配の要求</b>	-	<b>県</b>	同上 単独
	8	法律に規定がある民事についてのその他の要求	?	?	? ?
27	1	離婚及び離婚後の子供の扶養又は財産分割に関する紛争	県	県	33条1項a 裁1+参2
	2	婚姻継続中の夫婦共有財産の分割に関する紛争	県	県	同上 裁1+参2
	3	離婚後の子の親権者変更に関する紛争	県	県	同上 裁1+参2
	4	親子関係の確定に関する紛争	県	県	同上 裁1+参2
	5	扶養に関する紛争	県	県	同上 裁1+参2
	6	法令が定めるその他の婚姻家族関係の紛争	?	?	? 裁1+参2

28	1	違法な婚姻の取消申立て	県	県	33条2項b
	2	協議離婚，離婚後の子の監護又は財産分割の承認申立て	県	県	同上
	3	離婚後の子の親権者変更に関する合意の承認申立て	県	県	同上
	4	未成年の子に対する父親若しくは母親の権利の制限又は離婚後の親の子に対する面会権の制限申立て	県	県	同上
	5	養子縁組解消申立て	県	県	同上
	6	外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の承認及びベトナムでの執行の申立て又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の不承認の申立て	省	省	34条1項b
	7	法令が定めるその他の婚姻家族関係の申立て	？	？	？
29	1	営業登録を有する個人及び組織の間の利潤目的の次のような営業又は取引行為から生じた紛争			
	a	物品の売買	県	県	33条1項b
	b	サービスの提供	県	県	同上
	c	流通	県	県	同上
	d	販売代理	県	県	同上
	d	委託	県	県	同上
	e	賃貸，リース，リース後購入	県	県	同上
	g	建設	県	県	同上
	h	相談，技術	県	県	同上
	i	鉄道，陸路，内水路による貨物乗客輸送	県	県	同上
	k	空路，水路による貨物乗客輸送	省	県	同上
	l	株，債券その他の有価証券の売買	省	県	同上
	m	投資，金融，銀行業務	省	県	同上
	n	保険	省	県	同上
	o	調査開発	省	県	同上
2	個人又は組織間の利潤目的の知的財産権又は技術移転に関する紛争	省	省	34条1項a	
3	会社の設立，経営，解散，合併，統合，分割，分離，組織変更に関する，会社とその構成員，又は会社の構成員間の紛争	省	省	同上	
4	法令が定めるその他の営業，取引紛争	？	？	？	
30	1	商事仲裁に関する法律に基づくベトナム商事仲裁人の紛争解決に関する申立て	省	省	34条1項b
	2	営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て，又はベトナムにおいて執行が要求されていない営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の不承認申立て	省	省	同上
	3	営業又は商事事件に関する外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行の申立て	省	省	同上
	4	法令が定めるその他の営業又は商事に関する申立て	？	？	？

31	1	労働者及び使用者間の個人的労働紛争であって、末端レベルの労働調停委員会、県、区、社、省直轄都市の国家労働管理機関の労働調停員において、調停が成立したものの当事者が実現しない又は正しく実現しないもの、調停が成立しないもの、又は、法律の規定による期限内に調停ができなかったもの。ただし、必ずしも末端レベルの調停が必要ではない以下の紛争を除く。				
	a	免職形式の労働懲戒処理又は労働契約の一方的な解消に関する紛争	県	県	33条1項c	裁1+参2
	b	労働者及び使用者間の損害賠償又は労働契約解消時の財政支援に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	c	家事使用人及び労働使用者間の紛争	県	県	同上	裁1+参2
	d	労働に関する法律の規定に従った社会保障に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
32	d	労働者及び契約に従って労働者を海外に派遣している商業事業組織間の損害賠償に関するもの	県	県	同上	裁1+参2
	2	<u>労働団体及び労働使用者間の権利に関する集団労働紛争であって、県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席により解決されたにもかかわらず、労働集団又は労働使用者が県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席の決定に同意しない紛争、又は、期限が過ぎたが県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席が解決しない紛争</u>	省	省	34条1項a	裁1+参2
	3	法律に規定のあるその他の労働に関する紛争	?	?	?	裁1+参2
32	1	外国裁判所の労働判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て、又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の労働判決若しくは決定の不承認申立て	省	省	34条1項b	裁3
	2	外国仲裁人の労働仲裁判断の承認及びベトナムでの執行申立て	省	省	同上	裁3
	3	法令が定めるその他の労働関係の非訟事件申立て	?	?	?	?
33	3	当事者又は財産が外国にあるもの、外国にあるベトナム社会主義共和国代表機関、外国裁判所に対して司法委託が必要なもの	省	省	34条1項c	—

国会

ベトナム社会主義共和国  
独立 - 自由 - 幸福

Luật số: 65/2011/QH12

## 民事訴訟法の一部の条項を修正，補充する法律

決議番号 51/2001/QH10 に従い一部若干の条項を修正，補充された 1992 年のベトナム社会主義共和国憲法をもとに，国会は，番号 24/2004/QH11 民事訴訟法の一部の条項を修正，補充する法律を公布する。

### 第 1 条

民事訴訟法を修正，補充する。

(1) 7 条は以下のように修正，補充された。

#### 7 条 権限のある個人，機関，組織の資料，証拠提出責任

個人，機関，組織は，当事者，裁判所，検察院の要求がある時は，自己の任務，権限の範囲内において，充分に，かつ，期限内に，当事者，裁判所，検察院に対して，現に自己が保管し，管理している資料，証拠を提出する責任があり，その資料，証拠を提供することについて法律の前において責任を引き受けなければならない。提出できない場合は，当事者，裁判所，検察院に対して，その旨を文書によって通知し，資料，証拠を提出できないことについての理由を明記しなければならない。

(2) 16 条は以下のように修正，補充された。

#### 16 条 民事訴訟を進行する者又は参加する者の公平性の保障

裁判所の長官，裁判官，人民参審員，裁判所書記官，検察院の長官，検察官，通訳人，鑑定人，査定評議会の構成員は，自己の任務，権限を実行するに当たり，公平ではないであろうと認める正当な理由があるときは，訴訟を進行し又は訴訟に参加することができない。

(3) 21 条は以下のように修正，補充された。

#### 21 条 民事訴訟における法遵守の検察

- 人民検察院は，適時，適法な民事訴訟・非訟事件の解決を保障する目的として，法律の規定に従い，民事訴訟における法遵守を検察し，要求，建議，異議を行う権利を行使する。
- 人民検察院は，民事非訟事件の第一審の会議期日，訴訟事件の第一審のうち，裁判所が証拠収集を行った事件，紛争の対象が公用財産，公共の利益，土地使用権又は住宅である事件，当事者の一方に未成年，心身に障害のある者がいる事件の公判期日に参加する。
- 人民検察院は，控訴審，監督審，再審の会議期日，公判期日に参加する。
- 最高人民検察院は最高人民裁判所と協調して本条の施行を指導する主たる責任を負う。

(4) 23 条 a を以下のとおり補充する。

#### 23 条 a. 民事訴訟における論争権の保障

民事訴訟事件の解決過程において，裁判所は，当事者の適法な権利利益を保護するために，当事者，当事者の適法な権利利益の保護人が論争権を行使することを保障する。

(5) 25 条は以下のように修正，補充された。

#### 25 条 裁判所の管轄権に属する民事に関する紛争

- ベトナム国籍に関する個人間の紛争
- 財産の所有権に関する紛争

3. 民事契約に関する紛争

4. 本法典 29 条 2 項に規定する場合を除く，知的財産権，技術移転に関する紛争

5. 財産の相続に関する紛争

6. 契約外の損害賠償に関する紛争

7. 土地に関する法律の規定に従った土地使用権，土地に固着する財産に関する紛争

8. 法律の規定に基づく情報媒体にかかる専門職活動に関連する紛争

#### 9. 公証文書の無効宣言要求に関連する紛争

10. 民事判決執行法の規定に従った判決執行をするために強制執行の対象となっている財産に関連する紛争

11. 民事判決執行法の規定に従った財産競売の結果，競売財産の購入登録にかかる出費の清算についての紛争

12. 法律に規定のあるその他の民事に関する紛争

(6) 26 条は以下のように修正，補充された。

#### 26 条 裁判所の管轄権に属する民事に関する要求

- 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言，人の民事行為能力喪失の宣言決定又は民事行為能力制限の宣言決定の取消しの要求
- 住居を去った者の搜索通告及びその者の財産管理の要求
- 人の失踪宣言，人の失踪宣言決定の取消しの要求
- 人の死亡宣言，人の死亡宣言決定の取消しの要求
- 外国裁判所の民事に関する判決，決定，刑事，行政の判決，決定の中の財産に関する決定の公認及びベトナムにおける執行，又は，ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事に関する判決，決定，刑事，行政の判決，決定の中の財産に関する決定の非公認の要求
- 公証文書の無効宣言の要求
- 財産の所有権，使用権の確定，民事判決執行法の規定に従った判決執行のための共同財産の分配の要求
- 法律に規定がある民事についてのその他の要求

(7) 31 条は以下のように修正，補充された。

#### 31 条 裁判所の管轄権に属する労働に関する紛争

- 労働者及び使用者間の個人的労働紛争であって，末端レベルの労働調停委員会，県，区，社，省直轄都市の国家労働管理機関の労働調停員において，調停が成立したものの当事者が実現しない又は正しく実現しないもの，調停が成立しないもの，又は，法律の規定による期限内に調停ができなかったもの。ただし，必ずしも末端レベルの調停が必要ではない以下の紛争を除く。
  - 免職形式の労働懲戒処理又は労働契約の一方的な解消に関する紛争
  - 労働者及び使用者間の損害賠償又は労働契約解消時の財政

支援に関する紛争

- c) 家事使用人及び労働使用者間の紛争
- d) 労働に関する法律の規定に従った社会保障に関する紛争
- e) 労働者及び契約に従って労働者を海外に派遣している商業事業組織間の損害賠償に関するもの

- 2. 労働団体及び労働使用者間の権利に関する集団労働紛争であって、県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席により解決されたにもかかわらず、労働集団又は労働使用者が県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席の決定に同意しない紛争、又は、期限が過ぎたが県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席が解決しない紛争
- 3. 法律に規定のあるその他の労働に関する紛争

(8) 32条aを以下のように補充する。

**32条 a. 機関、組織の個別決定に関する裁判所の管轄権**

- 1. 裁判所は、民事訴訟・非訟事件を解決するにあたり、機関、組織、その機関、組織において権限を有する個人がした個別決定が、明確に法律に違反しており、裁判所が解決しなければならない民事事件における当事者の適法な権利利益を侵害する場合、これを破棄する権限を有する。この場合、機関、組織、その機関、組織において権限を有する個人は訴訟に参加する権利及び義務を有する。
- 2. 民事訴訟・非訟事件が、本条1項に規定する破棄を要求された個別決定に関連する場合、裁判所は、民事訴訟・非訟事件とともに、その個別決定を検討する。その民事訴訟・非訟事件を解決する管轄を有する裁判所の階級は、行政訴訟法29条及び30条の規定に従う。
- 3. 最高人民裁判所は、最高人民検察院及び司法部と協調して本条の施行を指導する主たる責任を負う。

(9) 33条は以下のように修正、補充された。

**33条 県、区、社、省直轄都市の人民裁判所の管轄権**

- 1. 県、区、社、省直轄都市の人民裁判所（以下まとめて「県級人民裁判所」という。）は、第一審手続に従い、以下の紛争について管轄権を有する。
  - a) 本法典25条及び27条において規定する民事、婚姻及び家庭に関する紛争
  - b) 本法典29条1項において規定する営業、商取引に関する紛争
  - c) 本法典31条1項において規定する労働に関する紛争。
- 2. 県級人民裁判所は、以下の要求に対する管轄権を有する。
  - a) 本法典26条1, 2, 3, 4, 6, 7項において規定する民事に関する要求;
  - b) 本法典28条1, 2, 3, 4, 5項において規定する婚姻及び家庭に関する要求
- 3. 本条1項及び2項において規定する紛争、要求であって、当事者又は財産が外国にあるもの、外国にあるベトナム社会主義共和国代表機関、外国裁判所に対して司法委託が必要なもの、については県級人民裁判所の管轄権に属しない。

(10) 35条は以下のように修正、補充された。

**35条 領土に従った裁判所の管轄**

- 1. 領土に従った裁判所の民事訴訟事件の管轄権は、以下のように確定される。
  - a) 被告が個人である場合は被告が居住、就業している場所の裁判所、被告が機関、組織である場合は被告の本店が所在する場所にある裁判所は、第一審手続に従い、本法典25条、27条、29条、31条において規定する民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する紛争について管轄権を有する。
  - b) 当事者は、文書による合意により、原告が個人である場合は原告が居住、就業している場所の裁判所、原告が機関、組織の場合は原告の本店が所在する場所にある裁判所に対し、本法典25条、27条、29条、31条において規定する民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する紛争を解

決するよう要求する権利を有する。

- c) 不動産のある場所の裁判所は不動産に関する紛争について管轄権を有する。
- 2. 領土に従った裁判所の民事非訟事件の管轄権は、以下のように確定される。
  - a) 民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言を要求された者が居住、就業している場所の裁判所は、民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言を要求に対する管轄権を有する。
  - b) 住居を去り捜索通告の要求を受けた者、失踪又は死亡宣言の要求を受けた者が最後に居住していた場所の裁判所は、住居を去った者の捜索通告及びその者の財産管理の要求、失踪又は死亡宣言の要求について管轄権を有する。
  - c) 失踪又は死亡宣言を発した裁判所は、失踪又は死亡宣言の決定の取消しの要求について管轄権を有する。
  - d) 外国の裁判所の民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する判決、決定の執行債務者について、裁判執行債務者が個人の場合にはその者が居住、就業している裁判所、裁判執行債務者が機関、個人の場合にはその本店が所在する場所の裁判所、外国の裁判所の判決、決定の執行に関連する財産のある場所の裁判所が、外国の裁判所の民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する判決、決定の公認及びベトナムにおける執行の要求について管轄権を有する。
  - e) 申立人が個人の場合にはその者が居住、就業する場所の裁判所、申立人が機関、組織の場合にはその本店が所在する場所の裁判所は、ベトナムにおける執行の要求がない外国の裁判所の民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する判決、決定に対する不承認の要求についての管轄権を有する。
  - f) 外国仲裁の決定執行債務者について、執行債務者が個人の場合にはその者が居住、就業している場所の裁判所、執行債務者が機関、個人の場合にはその本店が所在する場所の裁判所、外国仲裁の決定執行に関連する財産のある場所の裁判所は、外国仲裁の決定の公認及びベトナムにおける執行の要求について管轄権を有する。
  - g) 法律に違反する結婚登記がなされている場所の裁判所は、法律に違反する結婚の破棄要求について管轄権を有する。
  - h) 協議離婚、離婚後の子の養育、財産分割における一方当事者が居住、就業している場所の裁判所は、協議離婚、離婚後の子の養育、財産分割の公認の要求について管轄権を有する。
  - i) 離婚後の直接子の養育を行う者に関する合意における一方当事者が居住、就業している場所の裁判所は、離婚後の直接子の養育を行う者の変更に関する同意の公認の要求について管轄権を有する。
  - j) 未成年者の父又は母が居住、就業している場所の裁判所は、離婚後の未成年者の子に対する父母の権利の権利、子との面会権の制限の要求について管轄権を有する。
  - k) 養父母又は養子が居住し、就業している場所の裁判所は、養子の養育の解消の要求について管轄権を有する。
  - l) 公証を行った公証室、公証事務局がある場所の裁判所は、公正証書の無効宣言の要求について管轄権を有する。
  - m) 裁判執行機関のある場所の裁判所、裁判執行に関連する財産のある場所の裁判所が、財産の所有権、使用権の確定、法律の規定に従った裁判執行のための共同財産の分配の要求について管轄権を有する。
  - n) ベトナム商事仲裁の紛争解決に関連する要求についての領土に従った裁判所の管轄権は、商事仲裁に関する法律の規定に従い実現される。

(11) 36条は以下のように修正、補充された。

**36条 原告、要求人の選択に従った裁判所の管轄**

1. 原告は、以下の場合において、民事、婚姻及び家庭、営業、商取引に関する紛争解決のための裁判所を選択する権利を有する。
  - a) 被告の居住地、就業地、本店所在地を知らない場合、原告は、被告の最終居住地、就業地、本店所在地にある裁判所又は被告の財産がある場所の裁判所に事件の解決を要求することができる。
  - b) 組織の支店活動から紛争が生じた場合、原告は、組織の本店所在地又は組織の支店がある場所の裁判所に事件の解決を要求することができる。
  - c) 被告の居住地、就業地、本店所在地がベトナムにない場合又は扶養についての紛争に関する事件である場合、原告は、自己の居住、就業する場所の裁判所に解決を要求することができる。
  - d) 契約外の損害賠償に関する紛争である場合、原告は、自身が居住、就業する場所、本店が所在する場所の裁判所又は損害が発生した場所の裁判所に解決を要求することができる。
  - e) 労働契約解消後の損害賠償、手当、社会保険、勤務に関連する権利利益、給料、収入その他労働者に関する労働条件に関する紛争の場合、労働者である原告は、自身が居住、就業する場所の裁判所に解決を要求することができる。
  - f) 下請人又は仲介人の労働の使用により発生した紛争の場合、原告は、労働使用人が実際に居住、就業している場所、労働使用人の本店がある場所の裁判所、下請人、仲介人が居住、就業している場所の裁判所に解決を要求することができる。
  - g) 契約関係により発生した紛争の場合、原告は、契約が実現される場所の裁判所に解決を要求することができる。
  - h) 複数の被告が互いに異なる場所に居住、就業し、本店を有している場合、原告は、1人の被告が住居、就業している場所、本店を有している場所の裁判所に解決を要求することができる。
  - i) 互いに異なる地方に不動産が所在している不動産紛争の場合、原告は、1つの不動産がある場所の裁判所に解決を要求することができる。
2. 要求人は、以下の場合において、民事、婚姻及び家庭に関する民事非訟事件解決のための裁判所を選択する権利を有する。
  - a) 本法典 26条 1, 2, 3, 4, 6, 7項において規定する民事に関する要求について、要求人は自己の居住、就業する場所の裁判所、被要求人の財産がある場所の裁判所に解決を要求することができる。
  - b) 本法典 28条 1項において規定する法律に違反する結婚の破棄要求について、要求人は、法律に違反する結婚が登記されている当事者の一方が居住する場所の裁判所に解決を要求することができる。
  - c) 離婚後の未成年者の子に対する父母の権利の権利、子の面会権の制限の要求について、要求人は、子の居住する場所の裁判所に解決を要求することができる。

(12) 37条は以下のように修正、補充された。

**37条 民事訴訟・非訟事件の他の裁判所への移送、管轄に関する紛争の解決**

1. 受理した裁判所の管轄に属しないにもかかわらず受理された民事訴訟・非訟事件については、その裁判所は、管轄のある裁判所に民事訴訟・非訟事件の記録を移送する決定を発し、受理簿中のその事件名を削除する。この決定は、直ちに 同級の検察院、当事者、関連する個人、機関、組織に送付しなければならない。この決定に対しては、決定を受け取った日から3営業日の期限内に、当事者、関連する個人、機関、組織は、不服申立てをする権利を有

し、検察院は、異議申立てをする権利を有する。民事訴訟・非訟事件の移送決定を出した裁判所の長官は、不服申立て、異議申立てを受け取った日から3営業日の期限内に、不服申立て、異議申立てを解決しなければならない。裁判所の長官の決定は最終の決定である。

2. 同一省、中央直轄都市内の県級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、省級人民裁判所の長官が解決する。
3. 異なった省、中央直轄都市の県級人民裁判所間又は省級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、最高人民裁判所長官が解決する。
4. 最高人民裁判所は本条の施行を指導する。

(13) 58条は以下のように修正、補充された。

**58条 当事者の権利、義務**

1. 当事者は、訴訟に参加する場合において、互いに等しく権利義務を有する。
2. 訴訟に参加する場合、当事者は、以下の権利義務を有する。
  - a) 本法典の規定に従い、要求を、維持、変更、補充又は取り下げる。
  - b) 自己の正当な権利利益を保護するために資料、証拠を提出し、証明する。
  - c) 資料、証拠を保有し、管理している個人、機関、組織に対し、その資料、証拠を裁判所に提出するため自己に提供するよう要求する。
  - d) 自分自身ではできない事件の資料、証拠の確証、収集を裁判所に提議し又は証人の召喚、鑑定意見の徴求、査定、査定審査を裁判所に提議する。
  - e) 他の当事者が提供し又は裁判所が収集した資料、証拠を知り、筆写し、複写する。
  - f) 緊急保全処分の適用、変更、取消しを裁判所に提議する。
  - g) 事件の解決について互いに自ら合意する。裁判所が進行する和解に参加する。
  - h) 自己の権利義務を実現するための適法な通知を受け取る。
  - i) 自己の適法な権利利益を自ら保護し又は他人に保護を依頼する。
  - j) 公判期日に参加する。
  - k) 本法典の規定に従い、訴訟進行人、訴訟参加人の変更を要求する。
  - l) 公判期日において論争する。
  - m) 関連する権利義務を有する者を訴訟に参加させるよう裁判所に提議する。
  - n) 裁判所の許可を受けて、事件に関連する問題について他の者に質問を提出し、又は他の者に質問する事項を裁判所に提出する。互いに、又は証人と対質する。
  - o) 裁判所の判決、決定の抜料の提供を受ける。
  - p) 裁判所の召喚状に従って出頭しなければならず、事件解決を行っている時には裁判所の決定を履行しなければならない。
  - q) 裁判所を尊重し、公判期日の規則に厳粛に履行しなければならない。
  - r) 本法典の規定に従い、裁判所の判決、決定に対し、控訴、不服申立てをする。
  - s) 法的効力を有する裁判所の判決、決定について、権限のある者に対して、監督審、再審の手續に従った異議申立てをするよう提議する。
  - t) 法律の規定に従い、訴訟費用の予納金、手数料の予納金、訴訟費用、手数料及び費用を納付する。
  - u) 法的効力を有する裁判所の判決、決定を厳粛に履行する。
  - v) 本法典の規定に従い、裁判所に対して事件の解決を一時停止するよう提議する。
  - w) 法律が規定する他の権利義務



(14) 59条は以下のように修正、補充された。

#### 59条 原告の権利義務

1. 本法典58条に規定する当事者の権利義務
2. 提訴要求の一部又は全部の取下げ、提訴要求の内容の変更

(15) 60条は以下のように修正、補充された。

#### 60条 被告の権利義務

1. 本法典58条に規定する当事者の権利義務
2. 提訴されたことを裁判所から報告を受ける
3. 原告の要求の一部又は全部を承認し又は争う。
4. 原告に対して反訴要求を立てる又は原告の義務との相殺を提議する。

(16) 63条は以下のように修正、補充された。

#### 63条 当事者の適法な権利利益の保護人

1. 当事者の適法な権利利益の保護人とは、当事者の適法な権利利益を保護するため、訴訟に参加することを当事者に依頼され、裁判所により承認された者である。
2. 以下の者は、当事者の適法な権利利益の保護人となることを裁判所によって承認を受けるものとする。
  - a) 弁護士法の規定に従って訴訟に参加する弁護士
  - b) 法律扶助法の規定による法律扶助官又は法律扶助の参加者
  - c) 完全な民事行為能力を有するベトナム公民であり、有罪判決を受けたことがない又は有罪判決を受けた後に前科を抹消された者で、医療施設又は教育施設に送致する行政処理措置の適用を受けておらず、裁判所、検察院の幹部、公務員ではなく、公安の公務員、士官、下級士官ではない者
3. 当事者の適法な権利利益の保護人は、同一事件の複数名の当事者の適法な権利利益が互いに対立しない場合に、それらの当事者を保護することができる。複数の当事者の適法な権利利益の保護人は、事件の当事者1名の適法な権利利益を共に保護することができる。

(17) 82条は以下のように修正、補充された。

#### 82条 証拠源

証拠は以下の源から収集される。

1. 可読、可聴及び可視の資料
2. 物証
3. 当事者の供述
4. 証人の証言
5. 鑑定の結果
6. 現場検証の結果を記載した調書
7. 習慣
8. 財産査定、財産査定審査の結果
9. 法律に規定するその他の源

(18) 85条は以下のように修正、補充された。

#### 85条 証拠の収集

1. 民事訴訟・非訟事件の記録中の資料、証拠が解決のためにはまだ十分な根拠にならないと認められる場合には、裁判官は、当事者に対して、補充の資料、証拠を提出するよう要求する。
2. 本法典の規定する各場合において、裁判官は、資料、証拠の収集のために、以下の1つ又は若干の方法を執り行うことができる
  - a) 当事者、証人の供述聴取
  - b) 当事者相互間、当事者証人間の対質
  - c) 鑑定意見徴求
  - d) 財産の査定決定、財産査定審査要求
  - e) 現場での検討、検証
  - f) 資料、証拠の収集、確認の委託
  - g) 個人、機関、組織に対する、民事訴訟・非訟事件の解決に関連する可読、可聴、可視資料その他現物の提出の要求
3. 本条2項b, c, d, e, f, g号に規定する方法を執り行う時は、裁

判官は、理由及び裁判所の要求を明記した決定を発しなければならない。

4. 検察院は、控訴審、監督審、再審の手続に従った異議申立権限の実現を保障するために、当事者、個人、機関、組織に対して、記録書類、資料、物証の提出を要求する権利を有する。

(19) 90条は以下のように修正、補充された。

#### 90条 鑑定意見徴求

1. 当事者が選任に同意した場合又は1名以上の当事者が要求した場合、裁判官は、鑑定意見を求める決定を出す。鑑定意見を求める決定には、鑑定人の名前、住所、鑑定を必要とする対象、鑑定を必要とする問題、鑑定人の結論を必要とする具体的な要求を明記しなければならない。
2. 鑑定意見を求める決定を受け取った鑑定人は、法律の規定に従い、鑑定を進行しなければならない。
3. 鑑定の結論が不十分、不明確である又は法律に違反すると認められる場合には、1名以上の当事者の要求に従い、裁判官は、補充鑑定決定又は再鑑定決定をする。
4. それ以前に鑑定を行った者は再鑑定を行うことはできない。その事件の訴訟進行人であった者、本法典46条1, 2, 3項の各規定に該当する者は鑑定をすることはできない。

(20) 92条は以下のように改正された:

#### 92条 財産査定、財産査定審査

1. 当事者は財産価格を確定し、財産査定審査組織を選択することについて、合意する権利を有する。  
裁判所は、次の場合に、争いのある財産を査定する決定を出す。
  - a) 1名以上の当事者の要求がある場合
  - b) 国家に対する義務を免れる目的で、当事者が、互いに又は査定審査組織との間で、低価格で同意した場合
2. 裁判所によって設立される査定評議会は、金融機関の代表者である議長、関連する各専門機関の代表者である構成員から構成される。その事件の訴訟進行人であった者、本法典46条1, 2, 3項の各規定に該当する者は、評議会に参加することはできない。  
評議会は、評議会の構成員全員が出席したときのみ査定を行う。必要な場合には、査定を受ける財産のある場所の社級の人民委員会の代表が、査定の立会人として招待される。各当事者は、あらかじめ査定が行われる時間、地点について通知を受け、査定に参加し、意見を述べる権利を有する。査定財産の価格決定権は、査定評議会にある。
3. 金融機関及び関連する専門機関は、査定評議会に参加する人を派遣し、彼らが任務を行うための条件を整える義務を負う。査定評議会の構成員として派遣された者は、査定に全面的に参加する責任がある。金融機関、各専門機関が査定評議会に参加する者を派遣しない場合、あるいは、査定評議会に参加するために派遣された者が正当な理由なく参加しない場合には、その違反の程度に応じて、法律の規定に従い処理される。
4. 査定は、調書に誠実に記録し、その中で、各構成員、当事者が参加した場合にはそれらの者の意見を明確に記載する。評議会の決定は構成員の過半数の投票が必要である。価格評議会の各構成員、当事者、立会人は調書に署名する。
5. 1名以上の当事者の要求に従って、裁判所は、財産査定審査組織に対して査定審査を行うことを要求する。財産査定審査は財産査定審査に関する法律の規定に従って行われる。財産査定審査の結果は、査定審査が法律の規定に従って正しく行われた場合には、それが証拠となる。
6. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、その任務、権限の範囲内で、本条を施行する細則及び指導を規定する。

(21) 94条は以下のように修正、補充された。

#### 94条 個人、機関、組織に対する証拠提出要求

1. 当事者が証拠収集のために必要な措置を適用したにもかかわらず自分自身で証拠を収集できない場合は、民事訴訟・非訟事件の適切な解決を保障する目的で、証拠収集を行うよう裁判所に対し要求することができる。

裁判所に証拠収集を要求する当事者は、証明すべき問題、収集すべき証拠、自ら証拠を収集できない理由、収集が必要な証拠を管理、占有している個人、機関、組織の氏名、住所を明記した申立書を提出しなければならない。

2. 裁判所、検察院は、証拠を管理、占有している個人、機関、組織に対して、直接又は文書により、証拠を提出するよう要求することができる。

証拠を管理、占有している個人、機関、組織は、要求を受け取った日から15日の期限内に、裁判所、検察院の要求に従って、十分に適時に証拠を提出する責任を負う。裁判所、検察院の要求に従って、十分に適時に十分に適時に証拠を提出しない場合は、違反の程度により法律の規定に従って処分される可能性がある。

- (22) 159条は以下のように修正、補充された。

#### 159条 提訴時効、要求時効

1. 民事訴訟事件の提訴時効は、侵害された適法な権利利益を保護するよう民事訴訟事件の解決を裁判所に要求するために、提訴権を享受している期限である。この期限が満了したときは、提訴権を喪失する。法律に別の規定がある場合を除く。
2. 民事非訟事件の要求時効は、個人、機関、組織の適法な権利利益、公共の利益、国家の利益を保護するよう民事非訟事件の解決を裁判所に要求するために、要求権を享受している期限である。この期限が満了したときは、要求権を喪失する。法律に別の規定がある場合を除く。
3. 民事訴訟事件の提訴時効は、法律の規定に従って実現される。民事訴訟事件の提訴時効について法律に規定がない場合には、以下のようを実現される。
  - a) 財産の所有権に関する紛争、別の者が管理、占有する財産の取戻しに関する紛争、土地法の規定に従った土地使用権に関する紛争については提訴時効を適用しない。
  - b) 本項 a 号に規定する場合に当たらない紛争の場合、民事訴訟事件の提訴時効は、個人、機関、組織が自己の適法な権利利益が侵害されたことを知った日から2年である。
4. 民事非訟事件の解決要求時効は、法律の規定に従って実現される。要求時効について法律に規定がない場合には、民事非訟事件の裁判所の解決に関する要求時効は、要求権発生の日から1年である。ただし、個人の人格に関する民事権に関連する民事非訟事件については要求時効を適用しない。

- (23) 164条は以下のように修正、補充された。

#### 164条 提訴状の形式、内容

1. 提訴をする個人、機関、組織は提訴状を作成しなければならない。
2. 提訴状は、以下の主要な内容を含まなければならない。
  - a) 提訴状の作成年月日
  - b) 提訴状を受け取る裁判所名
  - c) 提訴人の名、住所
  - d) 保護される権利利益を有する者がいふば、その名、住所
  - e) 被提訴人の名、住所
  - f) 関連する権利義務を有する者がいふば、その名、住所
  - g) 被提訴人、関連する権利義務を有する者に対して、裁判所による解決を要求する具体的な問題
  - h) 証人がいる場合には、その氏名、住所
3. 提訴人が個人であるときは、署名又は指印しなければならない。提訴人が機関、組織であるときは、その機関、組織の法定代理人が提訴状末尾に署名及び押印しなければならない。未成年者又は民事行為能力喪失者の適法な権利利益を保護するために提訴するときは、その提訴状には、これらの者の法定代理人が署名又は指印する。提

訴状には、提訴人の要求に根拠がありかつ適法であることを証明する資料、証拠を添付しなければならない。

提訴人が、字が読めず、目が見えず、自ら署名又は指印ができない場合には、証人が必要であり、証人は、社級の人民委員会の実証権限のある者の面前で確認署名しなければならない。社級の人民委員会の実証権限のある者は、提訴人及び証人の面前で実証する。

- (24) 168条は以下のように修正、補充された。

#### 168条 提訴状の返却、提訴状返却の効果

1. 裁判所は、以下の場合に提訴状を返却する。
  - a) 提訴人が提訴権を有していない又は完全な民事訴訟行為能力を有していない。
  - b) 法的効力を有する裁判所の判決、決定又は権限のある国家机关の国力が生じた決定により既に解決されている。ただし、離婚の求め、子の養育者の変更、扶養程度の変更、損害賠償程度の変更の求め、財産管理人の変更、遺産管理人の変更の求め、又は財産の返還、貸貸用、無償貸与用財産の返還、住宅の返還、貸貸用、無償貸与用、住宅用の土地使用権の返還に関するもので、裁判所が、提訴条件が十分ではないという理由で要求を承認せず、申立書を裁判所が却下した事件を除く。
  - c) 客観的な障害又は不可抗力がある場合を除き、本法典 171条2項に規定する通知期限を過ぎても、提訴人が、裁判所に対して訴訟費用の予納金を納付した領収書を提出しない場合。
  - d) 提訴の条件が十分ではない。
  - e) 事件が裁判所の管轄権に属しない。
2. 提訴状及び添付資料、証拠を提訴人に返却するときは、裁判所は提訴状を返却する理由を明記した文書を含めなければならない。同時に同級の検察院に送付しなければならない。
3. 当事者は、以下の場合に再び提訴状を提出する権利がある。
  - a) 提訴人が提訴権を有している又は完全な民事訴訟行為能力を有していた。
  - b) 離婚の求め、子の養育者の変更、扶養程度の変更、損害賠償程度の変更の求め、財産管理人の変更、遺産管理人の変更の求め、又は財産の返還、貸貸用、無償貸与用財産の返還、住宅の返還、貸貸用、無償貸与用、住宅用の土地使用権の返還に関するものであって、以前に、裁判所が、提訴条件が十分ではないという理由で要求を承認しなかった事件
  - c) 提訴の条件が十分であった。
  - d) 法律の規定に従ったその他の場合
4. 最高人民裁判所は本条1項及び3項の施行を指導する。

- (25) 170条は以下のように修正、補充された。

#### 170条 提訴状の返却に対する不服申立て、建議及び不服申立て、建議の解決

1. 裁判所から返却された提訴状及び添付書類、証拠を受け取った日から3営業日の期限内に、提訴人は、提訴状を返却した裁判所の長官に不服申立てをする権利がある。裁判所の提訴状返却書を受け取った日から3営業日の期限内に、同級の検察院は、提訴状を返却した裁判所の長官に建議をする権利がある。
2. 提訴状の返却に関する不服申立て、建議を受け取った日から3営業日の期限内に、裁判所の長官は、次の決定の1つを発しなければならない。
  - a) 提訴状の返却を維持する。
  - b) 事件受理を進めるために提訴状及び添付資料、証拠を再度受け取る。
3. 裁判所の長官の不服申立書、建議書を返却する決定を受け取った日から7営業日の期限内に、直近上級の裁判所の長官に対して審理、

解決するよう、提訴人は不服申立てをする権利を、検察院は建議をする権利を有する。

4. 提訴状返却に関する不服申立て、建議を受け取った日から 10 営業日の期限内に、直近上級の裁判所の長官は、次の決定の 1 つを発しなければならない。
- 提訴状の返却を維持する。
  - 事件受理を進めるために提訴状及び添付資料、証拠を再度受け取るよう第一審裁判所に要求する。

直近上級の裁判所の長官の不服申立て、建議の解決決定は、最終の決定である。直近上級の裁判所の長官の決定は、直ちに、提訴人、同級の検察院、建議をした検察院及び提訴状の返却決定を発した裁判所に対して送付されなければならない。

(26) 176 条は以下のように修正、補充された。

#### 176 条. 被告の反訴要求権

- 提訴人の要求に対する自己の意見を記載した文書を裁判所に提出しなければならないとともに、被告は、原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者に対して、反訴要求をする権利がある。
- 原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者に対する被告の反訴要求は、以下の場合の 1 つに該当する場合に承認される。
  - 原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者の要求を排除するための反訴要求
  - 反訴要求が承認されれば、原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者の要求の一部又は全部の承認を排斥することになる場合
  - 原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者の要求と反訴要求との間に互いに関連があり、1 つの事件の中で解決されることが、事件がより正確かつ迅速に解決されることになる場合
- 被告は、裁判所が事件を第一審の審理に付す決定を発するまで反訴要求を立てる権利を有する。

(27) 177 条は以下のように修正、補充された。

#### 177 条. 関連する権利義務を有する者の独立した要求をする権利

- 関連する権利義務を有する者が、原告側又は被告側について訴訟に参加しない場合、以下の条件があるときは、その者は独立した要求をする権利を有する。
  - 事件の解決が、その者の権利義務に関連する。
  - その者の独立した要求が、解決中の事件に関連する。
  - その者の独立した要求が同一事件で処理されることにより、事件がより正確かつ迅速に解決される。
- 関連する権利義務を有する者は、裁判所が事件を第一審の審理に付す決定を発するまで独立した要求を立てる権利を有する。

(28) 184 条は以下のように修正、補充された。

#### 184 条. 和解期日の構成

- 和解期日を主宰する裁判官
- 和解調書を作成する裁判所書記官
- 各当事者又は各当事者の適法な代理人  
当事者が多数いる事件において、欠席する当事者がいるが、出席した当事者が和解を進行することに同意し、その和解が欠席した当事者の権利義務に影響しない場合、裁判官は出席した当事者間で和解を進行する。当事者が、事件の当事者全員の出席を求めて和解期日の延期を提議した場合は、裁判官は和解期日を延期しなければならない。裁判官は、当事者に対して、和解期日を延期したこと及び和解期日を再び開くことを通知する。
- 必要な場合には、裁判官は、関連する個人、機関、組織に和解期日に参加するよう要求することができる。
- 当事者がベトナム語を解さない場合は、通訳人

(29) 185 条 a を以下のように補充する。

#### 185 条 a. 和解順序

- 和解を進行する前に、裁判所書記官は、既に裁判所から通知を受けている和解期日参加者の出席、欠席について裁判官に報告する。和解期日を主宰する裁判官は、和解期日参加者の出席及び身分証の再検査をする。
- 和解期日を主宰する裁判官は、本法典 185 条において規定する和解内容に従う。
- 当事者又は当事者の適法な代理人は、紛争の内容について自己の意見を陳述し、和解が必要な問題を提出する。
- 裁判官は、既に統一した問題、まだ統一していない問題を確定し、当事者に対して、まだ明らかになっておらず、まだ統一していない内容について補充の陳述をするよう要求する。
- 裁判官は、当事者が和解できた問題、統一できていない問題について結論を出す。

(30) 189 条は以下のように修正、補充された。

#### 189 条. 民事訴訟事件解決の一時停止

- 当事者である個人が死亡し、機関、組織が合併、分割、分離、解体したが、その個人、機関、組織の訴訟上の権利義務を承継する個人、機関、組織がまだない。
- 民事行為能力喪失者が当事者であって法定代理人はまだ確定していない。
- 当事者の適法な代理が終了したが、交替する者がまだいない。
- 事件を解決する前に、法律の規定により、他の機関、組織によって解決されるものとされている関連する他の事件又は非訟事件の解決結果を待つ必要がある。
- 司法委託の実現結果又は事件の解決のために裁判所の要求に従った機関、組織による資料、証拠の提出を待つ必要があったが、解決期限が満了した。
- 法律の規定に従ったその他の場合

(31) 192 条は以下のように修正、補充された。

#### 192 条. 民事訴訟事件解決の停止

- 自己の管轄に属する事件を受理した後、裁判所は、以下の場合において、民事事件の解決を停止する決定を出す。
  - 個人である原告又は被告が死亡し、その者の権利義務が承継されない。
  - 機関、組織が解体され又は破産宣言を受けたが、その機関、組織の訴訟上の権利義務を承継する個人、機関、組織がない。
  - 提訴人が提訴状を取り下げ、裁判所によって承認された又は提訴人に提訴権がない。
  - 原告又は申立人が事件解決の不継続を要求した場合において、機関、組織が提訴文書を取り下げた。
  - 当事者が自ら同意して裁判所の事件解決の不継続を要求した。
  - 原告が適式に 2 回目まで召喚されたがなお欠席した。その者が欠席の下で解決を行うよう提案状を出している場合又は欠席が不可抗力の事件による場合を除く。
  - 事件の解決が会社、協同組合の義務、財産に関連する場合に、当事者である会社、協同組合に関して破産手続を開始する裁判所の決定がある。
  - 提訴時効が満了した。
  - 本法典 168 条 1 項に規定する各場合であるのに裁判所が受理した。
  - 法律の規定に従ったその他の場合
- 裁判所は、民事事件の解決を停止する決定を発し、受理簿から事件名を削除し、要求があるときは、当事者に対し、提訴状及び添付資料、証拠を返却する。

(32) 193 条は以下のように修正、補充された。

### 193 条 民事事件の解決の停止の効果

1. 民事事件の解決の停止決定があるときは、後の事件の提訴が前の事件と原告、被告及び紛争のある法律関係に関して何ら違いがない場合、当事者は裁判所に再度その民事事件を解決するよう裁判所に対して提訴要求をする権利を有しない。本法典 **168 条 3 項**、192 条 1 項 c、e、g 項において規定する場合及び法律の規定に従った別の場合を除く。
2. 裁判所が、本法典 192 条 **1 項 a、b、d、e、f、j 項** の規定に従い民事事件の解決を停止する決定を出した場合、当事者が納付した訴訟費用の前払金は公的資金のために国家が没収する。
3. 裁判所が、本法典 192 条 **1 項 c、g、h、i 項** の規定に従い民事事件の解決を停止する決定を出した場合、当事者が納付した訴訟費用の前払金はその者に返却される。
4. 民事事件の解決を停止する決定は、控訴審の手續に従って控訴、異議申立てをされることことができる。

(33) 195 条は以下のように修正、補充された。

### 195 条 事件を公判に付する決定

1. 事件を公判に付する決定は、以下の主要な内容を含まなければならない。
  - a) 決定を發した年月日
  - b) 決定を發した裁判所名
  - c) 公判に付された事件
  - d) 原告、被告又は事件の解決を裁判所に要求するために提訴したその他の者、関連する権利義務を有する者の氏名、住所
  - e) 裁判官、人民参審員、裁判所書記官の氏名及び補充の裁判官、人民参審員 (ある場合) の氏名
  - f) 公判期日に参加した検察官の名前 **及び補充の検察官 (ある場合) の氏名**
  - g) 公判期日を開く時間、年月日、地点
  - h) 審理が公開とされるか非公開とされるか
  - i) 公判期日に参加するよう召喚された者の氏名
2. 事件を公判に付する決定は、決定の発布後直ちに、当事者、同級の検察院に送付しなければならない。
3. 本法典 21 条 2 項の規定に従い公判期日に検察院が参加する場合、裁判所は、事件記録を同級の検察院に送付しなければならない。事件記録を受領した日から 15 日の期限内に、検察院は、事件記録を研究し、裁判所に返却しなければならない。

(34) 199 条は以下のように修正、補充された。

### 199 条 当事者、当事者の代理人、適法な権利利益の保護人の出席

1. 裁判所に 1 回目に適式な召喚を受けた当事者又はその代理人、当事者の適法な権利利益の保護人は出席しなければならない。欠席する者がいる場合は、審理合議体は公判期日を延期する。ただし、その者が欠席審理の提案状を提出している場合を除く。  
裁判所は、当事者、代理人、当事者の適法な権利利益の保護人に対して公判期日の延期を通知する。
2. 裁判所に 2 回目に適式な召喚を受けた当事者又はその代理人、当事者の適法な権利利益の保護人は公判期日に出席しなければならない。不可抗力の事件によらずに欠席した場合は、以下のように処理する。
  - a) 原告、法定代理人が欠席し、公判期日に参加する代理人がない場合には、提訴の放棄を見なし、裁判所は、その者の提訴要求についての事件解決を停止する決定を出す。ただし、その者が欠席審理の提案状を提出している場合を除く。原告は、提訴時効がまだ存している限り、再度の提訴権を有する。
  - b) 被告、関連する権利義務を有する者で独立の要求をしていない者が欠席し、公判期日に参加する代理人がない場合には、裁判所は、それらの者の欠席の下で審理を進行する。

- c) 関連する権利義務を有する者で独立の要求をしている者が欠席し、公判期日に参加する代理人がない場合には、自己の独立の要求を放棄したものとみなし、裁判所は、その者の独立の要求に対する事件解決を停止する決定を出す。ただし、その者が欠席審理の提案状を提出している場合は除く。独立の要求をした関連する権利義務を有する者は、提訴時効がまだ存している限り、その独立の要求について再度の提訴権を有する。
- d) 当事者の適法な権利利益の保護人が欠席する場合は、裁判所はその欠席の下で審理を進行する。

(35) 202 条は以下のように修正、補充された。

### 202 条 公判期日に当事者、当事者の適法な権利義務の保護人が欠席している場合の審理

以下の場合において、裁判所は、事件の審理をなお進行する。

1. 原告、被告、関連する権利義務を有する者及びそれらの者の代理人、公判期日に欠席したが、欠席の下で審理を行うよう裁判所に対して提案状を提出している。
2. 原告、被告、関連する権利義務を有する者が公判期日に欠席したが、公判期日に参加する代理人がいる。
3. **本法典 199 条 2 項 b、d** に規定する場合。

(36) 208 条は以下のように修正、補充された。

### 208 条 公判期日の延期期限及び公判期日の延期決定

1. 審理合議体が、本法典 51 条 2 項、72 条 2 項、199 条、204 条、205 条、206 条、207 条、215 条、230 条 4 項及び本法典が規定するその他の場合に従い、公判期日を延期する決定をする場合、第一審の公判期日の延期期限は、公判期日の延期決定を發した日から 30 日を超えない。
2. 公判期日の延期決定は以下の主要な内容を含まなければならない。
  - a) 決定を發した年月日
  - b) 裁判所名及び訴訟公進行人の氏名
  - c) 公判に付された事件
  - d) 公判期日延期の理由
  - e) 公判期日再開の時間、地点
3. 公判期日の延期決定は、審理合議体を代表して公判期日の裁判長が署名し、訴訟参加人に対し公開に通知しなければならない。欠席者に対しては、裁判所は、直ちにその決定を送付し、同時に同級の検察院にも送付する。
4. 公判期日を延期した後、裁判所が公判期日の延期決定に記載した時間、地点で正しく公判期日を再開できない場合は、裁判所は、直ちに同級の検察院及び訴訟参加人に対して公判期日の再開時間、場所を通知しなければならない。

(37) 234 条は以下のように修正、補充された。

### 234 条 検察院の発表

1. 訴訟参加人が論争の発表と返答を終えた後、検察官は、事件解決の過程における裁判官、審理合議体の法律順守、事件受理から審理合議体の評議時点までの民事訴訟参加人の法律執行について 意見を発表する。
2. 最高人民検察院は最高人民裁判所と協調して、本条の施行を指導する主たる責任を負う。

(38) 257 条は以下のように修正、補充された。

### 257 条 控訴審の事件受理

1. 控訴審裁判所は、事件記録、控訴、異議申立て及び添付資料、証拠を受領した後直ちに、受理簿に記録しなければならない。事件を受領した日から 3 営業日の期限内に、裁判所は、文書により、当事者及び同級の検察院に対して、裁判所が事件を受領したことについて通知しなければならない。
2. 控訴審裁判所の長官又は最高裁判所の控訴審裁判長は、控訴審合議

体を設立し、公判期日における裁判長を務める裁判官を割り当てる。

(39) 260 条は以下のように修正、補充された。

#### 260 条. 事件の控訴審の停止

1. 控訴審裁判所は、以下の場合に事件の控訴審又は事件の一部を停止する決定を発する。
  - a) 本法典 192 条 1 項 a, b 項において規定する場合
  - b) 控訴人が控訴の全部を取り下げ又は検察院が異議申立ての全部を取り下げる場合
  - c) 控訴人が控訴の一部を取り下げ又は検察院が異議申立ての一部を取り下げる場合
  - d) 法律の規定に従った他の場合
2. 控訴審裁判所が、事件を控訴審公判に付する決定を発する前に、控訴人が控訴の全部を取り下げ又は検察院が異議申立ての全部を取り下げる場合、公判期日において裁判長を務めるよう割り当てられた裁判官は、控訴審を停止する決定を発する。控訴審裁判所が事件を控訴審公判に付する決定を発した後に、控訴人が控訴を全部取り下げ、検察院が異議申立てを全部取り下げた場合、控訴審審理合議体が控訴審を停止する決定を発する。  
この場合、第一審の判決、決定は、控訴審裁判所が控訴審を停止する決定を発した日から法的効力を有する。
3. 控訴人が控訴の一部を取り下げ又は検察院が異議申立ての一部を取り下げた場合、控訴審審理合議体は、控訴人の控訴の一部取下げ又は検察院の異議申立ての一部取下げを認定し、控訴審の判決の中で、その控訴、異議申立部分の控訴審の停止を決定する。

(40) 262 条は以下のように修正、補充された。

#### 262 条. 事件記録の研究のための検察院への送付

1. 事件を公判に付する決定を発した後、 控訴審裁判所は、事件記録を同級の検察院に研究のために送付しなければならない。
2. 同級の検察院の事件記録の研究期限は、事件記録を受領した日から 15 日である。その期限が過ぎたら、裁判所に事件記録を返却しなければならない。

(41) 264 条は、以下のように修正、補充された。

#### 264 条. 控訴審の公判期日の参加人

1. 控訴人、当事者、控訴、異議申立ての解決に関連する個人、機関、組織及び当事者の適法な権利利益の保護人は、公判期日に参加するよう召喚されなければならない。控訴、異議申立ての解決のために必要と認める場合には、裁判所は、その他の訴訟参加人を公判期日に参加するよう召喚することができる。
2. 同級の検察院の検察官は、控訴審の公判期日に参加しなければならない。

(42) 266 条は以下のように修正、補充された。

#### 266 条. 控訴審の公判期日の延期

1. 公判期日に参加する検察官が欠席した場合は、控訴審の公判期日は延期しなければならない。
2. 控訴人、異議申立てをしていないが控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、それらの者の適法な権利利益の保護人が、適式に 1 回目に裁判所から召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合、公判期日を延期しなければならない。その者が欠席審理の提案状を提出している場合、裁判所は、その者の欠席の下で控訴審の公判期日の審理を進行する。
3. 控訴人、控訴人ではないその他の訴訟参加人、それらの者の適法な権利利益の保護人が、適式に 2 回目に裁判所から召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合、公判期日を延期するか、控訴審審理を停止するか、なお控訴審審理を進行するかについては、本法典 199 条、202 条、204 条、205 条、206 条に規定に従い実現される。
4. 控訴審の公判期日の延期期限及び延期決定は、本法典 208 条の規定に従い実現される。

(43) 271 条は以下のように修正、補充された。

#### 271 条. 控訴審の公判期日における当事者、検察官の陳述聴取

1. 当事者がその控訴を維持し又は検察院がその異議申立てを維持する場合は、控訴審審理合議体は、次の順番で当事者、検察官の陳述を聴取することにより事件の審理を開始する。
  - a) 控訴人の適法な権利利益の保護人が控訴の内容及び控訴をしたことの根拠について陳述する。控訴人は、補充の意見を述べることができる。  
当事者全員が控訴する場合は、その陳述は、原告である控訴人の適法な権利利益の保護人及び原告、被告である控訴人の適法な権利利益の保護人及び被告、関連する権利義務を有する者である控訴人及び関連する権利義務を有する者の順序に従って実現される。  
検察院のみが異議申立てをしている場合は、検察官が異議申立ての内容及び異議申立てをしたことの根拠について陳述する。控訴及び異議申立ての両方がある場合は、当事者が控訴の内容及び控訴をしたことの根拠について陳述し、その後検察官が異議申立ての内容及び異議申立てをしたことの根拠を陳述する。
  - b) 控訴、異議申立てに関連するその他の当事者の適法な権利利益の保護人は、控訴、異議申立ての内容に関する意見を陳述する。当事者は、補充の意見を述べることができる。
2. 当事者が自己の適法な権利利益の保護人を持たない場合は、その者は自分自身で控訴、異議申立て及び提議の内容に関する自己の意見を陳述する。
3. 控訴審の公判期日において、当事者、検察官は、補充の証拠を提出することができる。

(44) 273 条 a を以下のように補充する。

#### 273 条 a. 控訴審の公判期日における検察官の発表

訴訟参加人が論争及び返答の発表をした後、検察官は、控訴審段階における民事事件の解決過程における法律遵守に関する検察院の意見を発表する。

(45) 275 条は以下のように修正、補充された。

#### 275 条. 控訴審審理合議体の権限

控訴審審理合議体は以下の権限を有する。

1. 第一審判決を維持する。
2. 第一審判決を修正する。
3. 第一審判決の 全部又は一部を 破棄し、事件を再度解決するために第一審級の裁判所に事件記録を送付する。
4. 第一審の判決を破棄し、事件の解決を停止する。

(46) 277 条は以下のように修正、補充された。

#### 277 条. 第一審判決の全部又は一部の破棄、事件の再度解決のための第一審級裁判所への事件記録の送付

控訴審審理合議体は、次の 1 つに該当する場合に、第一審判決の 全部又は一部 を破棄し、事件を再度解決するために第一審級の裁判所に事件記録を送付する。

1. 証明及び証拠収集が本法典 7 章の規定に正しく従わず又は十分に実現されず、控訴審の公判期日においても補充することができない場合
2. 第一審の審理合議体の構成が本法典の規定に従わない又は訴訟手続に関しその他の重大な違反がある場合

(47) 284 条は以下のように修正、補充された。

#### 284 条. 監督審の手続に従って再検討する必要がある裁判所の法的効力を有する判決、決定の発見

1. 裁判所の判決、決定が法的効力を有する日から 1 年の期限内に、 その判決、決定の中に法律違反を発見した場合は、当事者は、本法

典 285 条に規定する異議申立権を有する者に対して、文書により、監督審手続による異議申立てを検討するように提議することができる。

2. 裁判所、検察院又はその他の個人、機関、組織は、法的効力を有する裁判所の判決、決定の中に法律違反を発見した場合は、本法典 285 条に規定する異議申立権を有する者に対して、文書で通知しなければならない。

(48) 284 条 a 及び 284 条 b を以下のように補充する。

**284 条 a. 監督審手続に従った裁判所の法的効力を有する判決、決定の検討の提議書**

1. 提議書は以下の主要な内容を含まなければならない。
  - a) 提議書の年月日
  - b) 提議人の氏名、住所
  - c) 監督審手続に従った検討の提議をされる裁判所の法的効力を有する判決、決定の名前
  - d) 提議の理由、提議人の要求
  - e) 提議人が個人であるときは、署名又は指印をしなければならない。提議人が機関、組織であるときは、その機関、組織の法定代理人が、提訴状末尾に、署名及び押印しなければならない。
2. 提議人は、提議書に添付して、裁判所の法的効力を有する判決、決定、自己の要求に根拠があることを証明するための資料、証拠を提出しなければならない。
3. 提議書及び資料、証拠は、本法典 285 条に規定する監督審手続に従った異議申立権を有する者に提出する。

**284 条 b. 監督審手続に従った裁判所の法的効力を有する判決、決定の検討の提議書の受領及び検討手続**

1. 裁判所、検察院は、当事者から提議書を、裁判所、検察院における直接交付又は郵便送付により受領し、受領簿に記入しなければならない。提議書を提出した日は、当事者が裁判所、検察院において交付した日又は送付場所の郵便局の消印の日とする。
2. 提議書を受領した裁判所、検察院は、当事者に対して、受領済確認書を発行しなければならない。
3. 監督審手続に従った異議申立権を有する者は、提訴状、事件記録の研究を行い、異議申立権を有する者の検討、決定のための報告をする幹部を割り当てる責任を有する。異議申立てをしない場合、当事者に対して文書で通知する。
4. 最高人民裁判所、最高人民検察院は、監督審手続に従った裁判所の法的効力を有する判決、決定の検討の提議書の受領、処理手続を指導する。

(49) 288 条は以下のように修正、補充された。

**288 条. 監督審手続に従った異議申立期限**

1. 監督審手続に従った異議申立権を有する者は、本条 2 項に規定する場合を除き、裁判所の判決、決定が法的効力を有した日から 3 年の期限内に、異議申立権を有する。
2. 本条 1 項の規定に従った異議申立期限が満了したが、以下の条件がある場合は、異議申立期限は、異議申立期限が満了した日から、さらに 2 年間伸長する。
  - a) 本法典 284 条 1 項の規定に従い当事者が提議書を提出しており、本条 1 項に規定する異議申立期限が満了後にさらに提議書を提出した場合
  - b) 裁判所の法的効力を有する判決、決定に本法典 283 条に規定する法律違反がある、当事者、第三者の権利利益に対する重大な侵害がある、又は国家の利益を侵害するものであって、その法的効力を有する判決、決定の中の誤りを克服するために異議申立をしなければならない場合

(50) 297 条は以下のように修正、補充された。

**297 条. 監督審合議体の権限**

監督審合議体は、以下の権限を有する。

1. 異議申立を承認せず、裁判所の法的効力を有する判決、決定を維持する。
2. 裁判所の法的効力を有する判決、決定を破棄し、破棄され又は修正された下級裁判所の適法な判決、決定を維持する。
3. 第一審又は控訴審での再審理のために、裁判所の法的効力を有する判決、決定の一部又は全部を破棄する。
4. 事件を審理した裁判所の判決、決定を破棄し、事件の解決を停止する。

(51) 299 条は以下のように修正、補充された。

**299 条. 第一審の再審理又は控訴審の再審理のための異議申立てのあった裁判所の法的効力を有する判決、決定の一部又は全部の破棄**

監督審合議体は、以下の場合に、第一審の再審理又は控訴審の再審理のために異議申立てのあった裁判所の法的効力を有する判決、決定の一部又は全部を破棄する決定を発する。

1. 証拠収集及び証明が十分に行われず又は本法典 7 章の規定に従わなかった場合
2. 判決、決定の結論が事件の客観的な事実と合致しない又は法律の適用に重大な誤りがある場合
3. 第一審又は控訴審の審理合議体の構成が本法典の規定に従わない又は訴訟手続に関しその他の重大な違反がある場合

(52) 16 章 a を以下のように補充する。

**16 章 a**

**最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討する特別な手続**

**310 条 a. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定の再検討の要求、建議、提議**

1. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定に、法律の重大な違反を確認できる根拠があるとき、又はその決定を発したときに最高人民裁判所裁判官評議会、当事者が知り得なかった決定の基本的な内容を変更する可能性のある重要な新しい事情を発見したときは、国会常務委員会の要求、国会司法委員会の建議、最高人民検察院長官の建議、最高人民裁判所長官の提議がある場合には、最高人民裁判所裁判官評議会はその決定を再検討する。
2. 国会常務委員会が要求した場合は、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討するように最高人民裁判所裁判官評議会に報告する責任を負う。
3. 国会司法委員会が建議した、最高人民検察院長官が建議した又は最高人民裁判所長官が違反、新しい事情を発見した場合は、最高人民裁判所長官はその建議、提議を検討するよう最高人民裁判所裁判官評議会に報告する義務を負う。国会司法委員会の建議、最高人民検察院長官の建議又は最高人民裁判所長官の提議に同意する場合は、最高人民裁判所裁判官評議会は、最高人民裁判所長官に事件記録を研究させて、最高人民裁判所裁判官評議会の検討、決定のために報告させる。最高人民裁判所裁判官評議会が建議、提議に同意しない場合は、文書により通知し、その理由を明示しなければならない。
4. 本条第 3 項に掲げた提議、建議の検討をする最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。

**310 条 b. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定の再検討の手続及び管轄権**

1. 最高人民裁判所長官は、本法典第 310 条 a 第 2 項に規定する国会常務委員会の要求を受領した日又は本法典第 310 条 a 第 3 項に規定する最高人民裁判所裁判官評議会の決定があった日から 4 か月の期限内に、事件記録の検討、資料、証拠の確認、収集をし、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討するために最高人民裁判所裁判

官評議会に報告をする責任を負う。

2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。必要と認める場合は、最高人民裁判所は関連する個人、組織、機関を会議期日に参加させるために招待することができる。
3. 最高人民裁判所長官の報告、最高人民検察院長官の意見、招待された関連する個人、組織、機関の意見（ある場合）を聞いた後、最高人民裁判所裁判官評議会は、重大な法律違反がある又は最高人民裁判所裁判官評議会の決定の内容を基本的に変更させる重要な新しい事情がある最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄する決定を発す。重大な法律違反がある又は判決、決定の内容を基本的に変更させる重要な新たな事情がある下級裁判所の法的効力を有する判決、決定を破棄し、個別の場合に従って以下のように決定する。
  - a) 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄し、既に法的効力を有する判決、決定を破棄し、事件の内容について決定する。
  - b) 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄し、既に法的効力を有する法律違反のある判決、決定を破棄し、当事者に損害を与えた最高人民裁判所の損害賠償責任を確定し又は法律の規定に従った財産価値の補償責任を確定する。
  - c) 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄し、既に法的効力を有する法律違反のある判決、決定を破棄し、法律の規定に従い解決するよう下級裁判所に対して事件記録を渡す。
4. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、少なくとも最高人民裁判所裁判官評議会の構成員の4分の3の賛成が投票されなければならない。
5. 最高人民裁判所は、最高人民検察院と協力して本条の規定の施行を指導する。

(53) 311条は以下のように修正、補充された。

#### 311条 適用範囲

裁判所は、本法典26条1, 2, 3, 4, 6, 7, 8項, 28条1, 2, 3, 4, 5, 7項, 30条1, 4項, 32条3項に規定する民事非訟事件の解決にあたり、この章の規定を適用するとともに、この章の規定に反しない本法典の別の規定を適用する。

民事非訟事件とは、個人、機関、組織が紛争を有していないが、自己の又は他の個人、機関、組織の民事、婚姻及び家庭、営業、商事、労働に関する権利義務の発生根拠となる法律事実の公認又は非公認を裁判所に要求することであり、民事、婚姻及び家庭、営業、商事、労働に関する自己の権利を公認するよう裁判所に要求することである。

(54) 313条aを以下のように補充する。

#### 313条 a. 民事非訟事件を解決する際の訴訟進行人の変更決定

1. 会議期日開始前における裁判官、裁判所書記官の変更及び選任は、その民事非訟事件を解決している裁判所の長官が決定する。その民事非訟事件を解決している裁判所の長官が変更される裁判官であるときは、変更は直近上級裁判所の長官が決定する。
2. 民事非訟事件を解決する会議期日における裁判官の変更は以下のように実現される。
  - a) 1名の裁判官によって解決される民事非訟事件の場合は、裁判官の変更は、その民事非訟事件を解決している裁判所の長官が決定する。その民事訴訟事件を解決している裁判所の長官が変更される裁判官であるときは、変更は直近上級裁判所の長官が決定する。
  - b) 3名の裁判官を含む民事非訟事件解決合議体によって解決される民事非訟事件の場合は、合議体の構成員の変更は、民事非訟事件解決合議体が決定する。
3. 会議期日開始前及び会議期日における検察官の変更及び選任は、同級の検察院の長官が決定する。検察院の長官が変更される検察官であるときは、変更は直近上級検察院の長官が決定する。

(55) 314条は以下のように修正、補充された。

#### 314条 民事非訟事件を解決する会議期日の進行手続

1. 民事非訟事件を解決する会議期日は以下の順序に従い進行される。
  - a) 裁判所書記官が会議期日参加者の出席、欠席について報告する。
  - b) 裁判官が会議期日を開始し、会議期日に参加するよう召喚された者の出欠及び身分証を検査し、会議期日に参加する者の権利義務を説明する。
  - c) 要求人の適法な権利利益の保護人、要求人又はその適法な代理人は、裁判所に解決を要求する問題、その民事非訟事件の解決を裁判所に要求する理由、目的、根拠について陳述する。
  - d) 関連する権利義務を有する者の適法な権利利益の保護人、関連する権利義務を有する者又はその適法な代理人は、民事非訟事件の解決の中で関連する権利義務を有する者の権利義務に関連する問題について自己の意見を陳述する。
  - e) 証人が意見を陳述する。鑑定人が鑑定の結論を陳述し、また明らかになっていない又は矛盾のある問題について説明する。
  - f) 裁判官が資料、証拠を検討する。
  - g) 検察官が民事非訟事件の解決について検察院の意見を発表する。
  - h) 裁判官が、民事非訟事件の解決の要求を承認又は不承認を検討し、決定する。
2. 欠席する者がいる場合は、裁判官は、その者が裁判所に提出し又は開示した供述、資料、証拠を公開する。

(56) 339条a, 339条b, 339条cを以下のように補充する。

#### 339条 a. 公証文書の無効宣言要求書

1. 公証を実現した公証官、公証を要求した者、証人、関連する権利義務を有する者、権限のある国家機関は、公証に関する法律の規定に従い法律違反があるとの根拠があるときは、裁判所に対して公証文書の無効を宣言するよう要求する権利がある。
2. 裁判所に対する公証文書の無効宣言要求書は、本法典312条2項の規定する内容を有していなければならない。
3. 裁判所に対する公証文書の無効宣言要求書は、公証文書の無効宣言の要求に根拠があり、適法であることを証明する資料、証拠を添付して提出する。

#### 339条 b. 公証文書の無効宣言要求書の審査準備

1. 公証文書の無効宣言要求書の審査準備期限は、裁判所が要求書を受理した日から、30日である。その期限が満了したときは、裁判所は、要求書を審査するための会議期日を開く決定を発しなければならない。
2. 公証文書の無効宣言要求書を受理した後、管轄裁判所は直ちに、公証を実現した公証室、公証事務所、公証官、公証を要求した者、関連する権利利益を有する者、権限のある国家機関、同級の検察院に対してその旨通知する。
3. 要求書の審査期限内、要求人が要求書を取り下げたときは、裁判所は、要求書の審査を停止する決定を発する。
4. 会議期日を開く決定を発した日から15日の期限内に、裁判所は要求書を審査するために会議期日を開かなければならない。

#### 339条 c. 公証文書の無効宣言決定

1. 裁判所は、公証文書の無効宣言要求書を承認し又は承認しないことができる。
2. 要求書を承認する場合は、裁判所は、公証文書の無効宣言決定を発する。その決定の中で、裁判所は、法律の規定に従って、公証文書の無効宣言の法律効果について決定しなければならない。

(57) 340条は以下のように修正、補充された。

**340条 裁判所の管轄権に属するベトナム商事仲裁活動に関連する民事非訟事件**

1. 仲裁官の指定, 変更
2. 緊急保全処分の適用, 変更, 取消
3. 仲裁決定の破棄
4. 無効又は実現することが不可能な仲裁合意に関する仲裁合議体の決定, 仲裁合議体の権限に関する不服申立ての解決
5. 証拠収集
6. 証人の召喚
7. 仲裁判決の登記
8. ベトナム商事仲裁に関する法律に規定があるその他の民事非訟事件

(58) 375条は以下のように修正, 補充された。

**375条 執行される裁判所の判決, 決定**

1. 執行される裁判所の民事判決, 決定は, 法的効力を有する判決, 決定であって, 以下のものを含む。
  - a) 控訴審手続に従って控訴, 異議申立てがされていない第一審級の裁判所の判決, 決定又は判決, 決定の一部
  - b) 控訴審級の裁判所の判決, 決定
  - c) 裁判所の監督審又は再審の決定。本法典310条bに規定する最高人民裁判所評議会の特別手続に従った決定。
  - d) ベトナムの裁判所の法的効力を有する決定により承認されベトナムにおける執行を許可された外国の裁判所の民事判

決, 決定, 外国仲裁決定  
2. 第一審級の裁判所の次の判決, 決定は, 控訴, 異議申立てが可能であつても直ちに執行される。

- a) 扶養料支払, 報酬支払, 労働者の再雇用, 給与支払, 退職手当支払, 社会保障, 生命, 健康, 精神的損失に関する損害賠償に関する判決, 決定
- b) 緊急保全処分の適用決定

(59) 200条, 201条, 203条, 376条, 377条, 378条, 379条, 383条を削除する。

**第2条**

1. この法律は, 2012年1月1日から施行の効力を生じる。
2. 政府, 最高人民裁判所, 最高人民検察院は, 自己の任務権限において, 本法の施行を指導する。

---

この法律は, 2011年3月29日にベトナム社会主義共和国第12会期, 第9会議において承認された。

国会議長  
グエン フー チョン